

舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

【中間見直し】

(案)

令和 8 年 月
舞 鶴 市

第1章 総論	1
第1節 計画中間見直しの目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 舞鶴市廃棄物減量等推進審議会での議論	3
第4節 計画期間	3
第5節 計画対象区域と範囲	3
第2章 ごみ処理の現況と課題	5
第1節 ごみ処理の現況	5
第2節 類似都市との比較	21
第3節 考察	22
第4節 課題の抽出と分析	25
第3章 基本方針と目標	29
第1節 基本理念	29
第2節 基本方針	30
第3節 目標値	32
第4章 ごみ排出量及び処理量の見込み	35
第1節 ごみ排出量の見込み【現状の施策維持の場合】	35
第2節 ごみ処理量の見込み【目標達成した場合】	36
第5章 目標達成に向けた具体的施策	37
第1節 【基本方針1】3R（ごみの減量、再使用、資源化）の推進	37
第2節 【基本方針2】住み続けられる持続可能な地域	48
第3節 【基本方針3】市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む	54
第4節 具体的な取り組みの目安	60
第5節 食品ロス削減推進計画	63
第6章 ごみ処理計画	66
第1節 分別区分	66
第2節 収集・運搬計画	67
第3節 中間処理計画	70
第4節 最終処分計画	72
第5節 施設整備計画	73
第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項	76

用語集

第1章 総 論

第1節 計画中間見直しの目的

本市では、令和3年4月に令和12年度を目標年度とする「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、循環型社会の確立に向けた取り組みを推進してきました。しかし、策定からの5か年の間、環境問題や廃棄物を巡る情勢は国内外で大きく変化し、深化しています。

国際社会においては、SDGsの達成年限である2030年（令和12年）を見据え、資源を効率的に循環させる「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が喫緊の課題となっています。国内においても、令和6年に策定された「第六次環境基本計画」において国民の「ウェルビーイング」の向上を目指すビジョンが示されたほか、「プラスチック資源循環促進法」の施行や事業系食品ロス削減目標の引き上げなど、法制度の整備と国民運動が急速に進展しています。

このような動向の中、本市では令和3年7月のごみ処理手数料改定や不燃ごみの有料化（指定ごみ袋制の導入）をはじめとする3Rの推進により、市民1人1日あたりのごみ排出量が現行計画の最終目標値（834g）を大幅に前倒しして達成するなど、市民・事業者の皆様の真摯な取り組みによって顕著な成果を上げてまいりました。

一方で、京都府内平均と比較した場合やごみの組成調査の結果から、さらなる3R推進の余地が残されている現状があります。さらに、深刻化する人口減少と少子高齢化、ライフスタイルの多様化など、地域コミュニティをはじめとした社会経済情勢の変化により、従来のルールをそのまま維持することが困難な社会的課題も顕在化しています。

本計画の中間見直しにあたっては、これまでの施策を客観的に評価し、現行計画の根幹である基本理念「地域みんなで3R～誰もが住みやすい持続可能なまち舞鶴～」を堅持しつつ、後半5か年の具体的施策やごみ処理計画等について見直しを行い、市民1人1日あたりのごみ排出量を令和12年度に「700g」とする「京都府平均を下回る更なる高み」の目標を再設定します。

市民・事業者・行政がパートナーシップの絆をさらに深め、豊かな自然環境と調和した「住み続けられる持続可能な地域」を次世代へ確実につないでいくため、計画の中間見直しを行うものです。

第2節 計画の位置付け

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定される、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画であり、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（以下、「基本計画」という。）と、基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（以下、「実施計画」という。）で構成されており、本計画は基本計画にあたる計画です。

本計画の改定にあたっては、関係法令や環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠し、国や京都府（以下、「府」という。）の廃棄物処理に係る基本方針等を踏まえ策定します。

また、施策等の実施にあたっては、本計画に基づいて毎年度策定する実施計画において推進していくものとします。

ごみ処理基本計画の位置付けは、図1-1のとおりです。

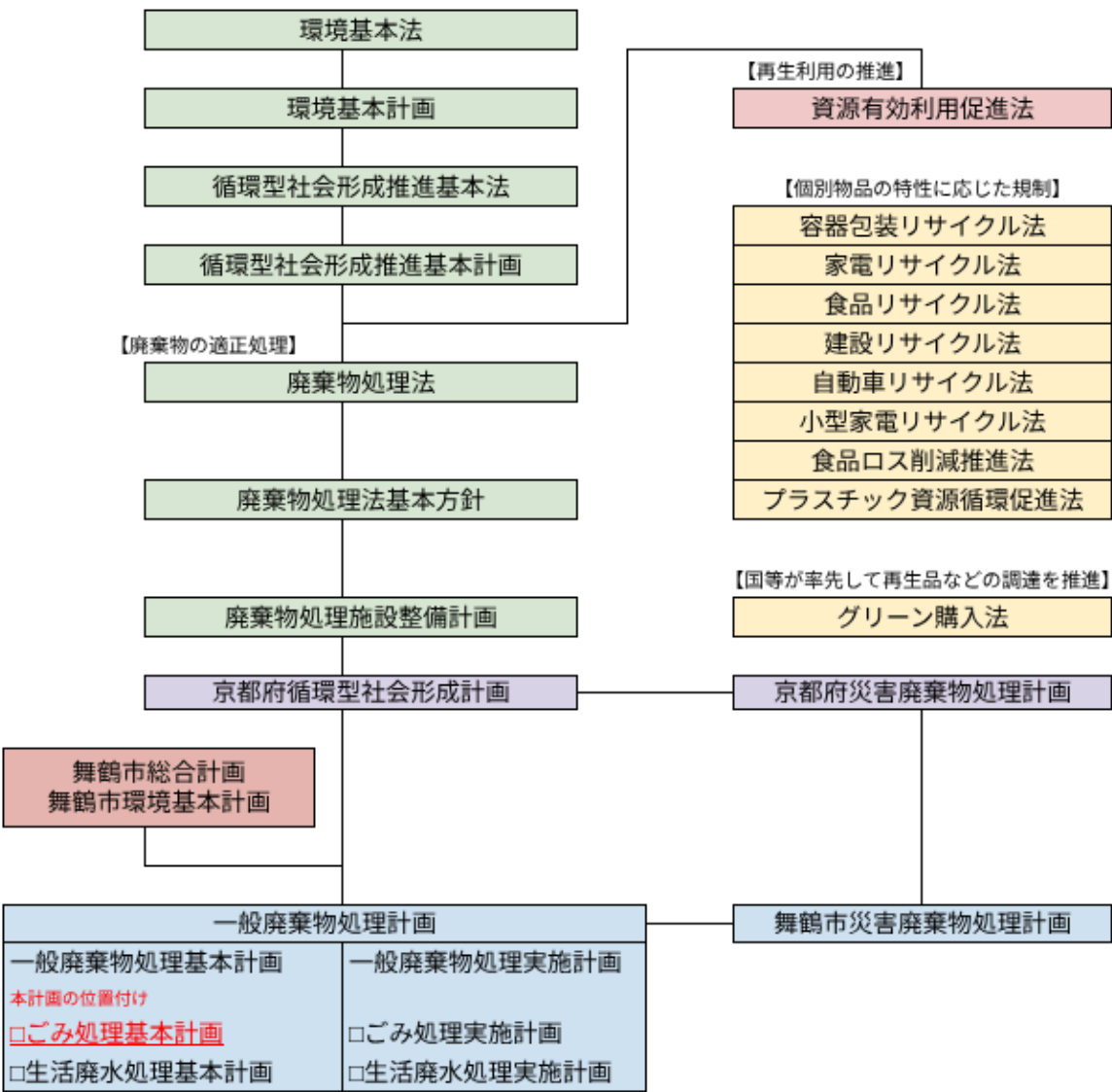


図1-1 ごみ処理基本計画の位置付け

第3節 舞鶴市廃棄物減量等推進審議会での議論

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）では、令和7年2月に市長から諮問を受け、「ごみ処理基本計画の中間見直し」について審議されました。

審議会では、昨今の廃棄物施策に係る国内外の動向等を考慮し、本市の今後のごみ処理の方向性について長期的な視野に立ち審議を重ね、令和8年7月に「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し」について答申をとりまとめられました。

本計画は、これら一連の審議会からの答申をもとに策定しています。

第4節 計画期間

計画は、初年度を令和3年度、目標年度を令和12年度とした10年間としています。今回、中間目標年度である令和7年度を見直しの基準年度とします。

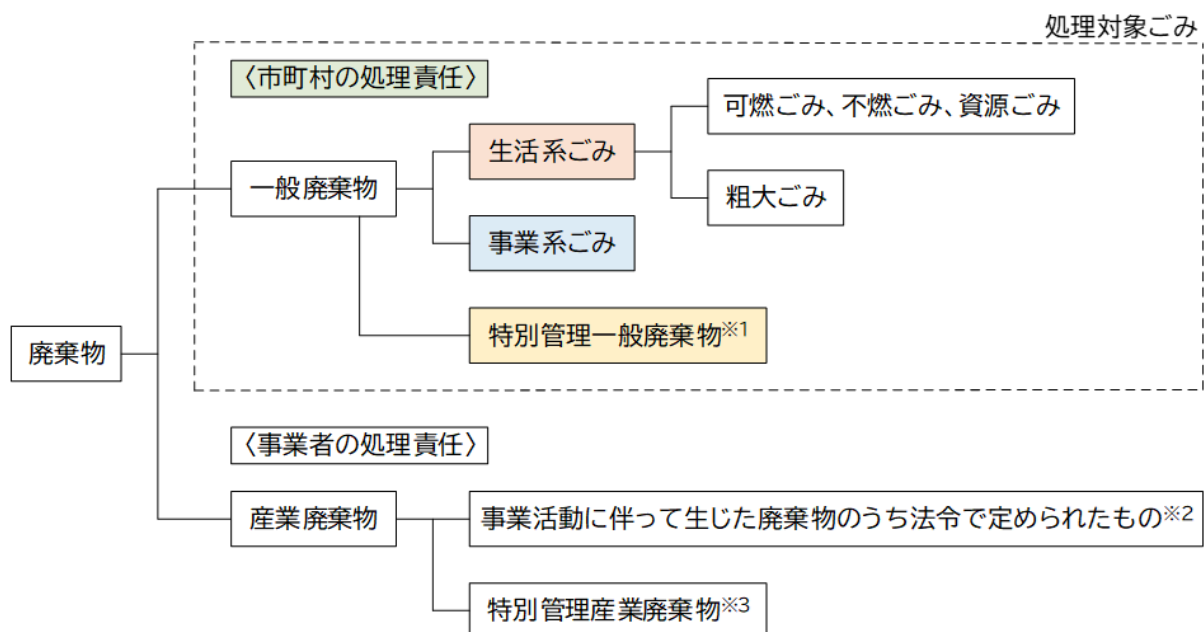
表 1-1 計画スケジュール

年度 項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
					中間目標年度						目標年度
本計画	策定	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
						見直し					

第5節 計画対象区域と範囲

本計画の対象区域は舞鶴市全域とし、処理対象とするごみは本市で処理すべき一般廃棄物とします。

対象範囲については、家庭系一般廃棄物は本計画に基づき処理し、事業系一般廃棄物については、家庭系一般廃棄物の処理に支障のない範囲で本計画に基づき処理することとします（「舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」第15条第2項）。



※1:一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2:燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、前述の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※3:産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

図1-2 処理対象ごみ

第2章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理の現況

第1項 分別区分及び処理フロー

(1) 分別区分

ごみの分別区分は、表2-1のとおりです。

表2-1 分別区分

分別区分		品 目
可燃ごみ		生ごみ、紙ごみ、ぬいぐるみ、クッション、かばん・靴・サンダル、プラスチック素材のひも、食用油、おむつ等 在宅医療で発生するごみ（点滴・透析バッグ、チューブ類）
不燃ごみ	金属類	なべ・やかん・フライパン、刃物・針、携帯用コンロ・トースター、缶詰・容器のふた等
	飲料用空缶類	ジュース・ビールなどの空缶
	食 用 び ん 類	白色(透明)
		茶色
		その他のびん
	ペットボトル	ジュースやお茶・液体調味料（しょうゆなど）が入っていたペットボトル（PETマークのあるもの） 
	プラスチック容器包装類	【容器】トレー、卵のパック、発泡スチロール、容器のふた類、シャンプーや洗剤・サラダ油の容器、インスタント食器などの容器等 【包装・袋】ペットボトルなどのラベル、お菓子や総菜・衣類などの包装や袋、プリンや飲み物などのカップ製品のふた等（「プラ」マークのあるもの） 
埋立ごみ		バケツ・ポリ容器、タッパー型保存容器、長靴・安全靴、白熱電球・LED電球、おもちゃ類、傘、陶器・ガラス類、小型家電製品等
有害ごみ		充電電池・乾電池・ボタン電池・携帯電話の電池、蛍光灯、水銀体温計、ライター、充電式小型家電、スプレー缶等
粗大ごみ		縦・横・高さのうちいずれか1辺の長さが50cm以上のもの（指定ごみ袋に入らない大きさのもの）
紙類（分別収集）		【紙類】新聞紙、段ボール、その他の紙
		【その他の紙】雑誌・カタログ、包装紙、封筒、食品の紙箱、シュレッダー紙、紙製の卵ケース、飲料用紙パック
拠点回収		【古紙】新聞紙、段ボール、雑誌類
		【使用済小型家電】ゲーム機、スマートフォン・携帯電話、デジタルカメラ等
		【衣類】衣類（使用可能な状態のもの）
集団回収		古紙類、繊維類、アルミ類、廃食用油

注）集団回収による収集は行政回収の対象ではなく、本市の分別区分には該当しませんが、ごみの総排出量には集団回収における収集量を加えることから、参考までに記載します。

(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは図2-1のとおりであり、ごみ種ごとの処理処分方法は、表2-2のとおりです。

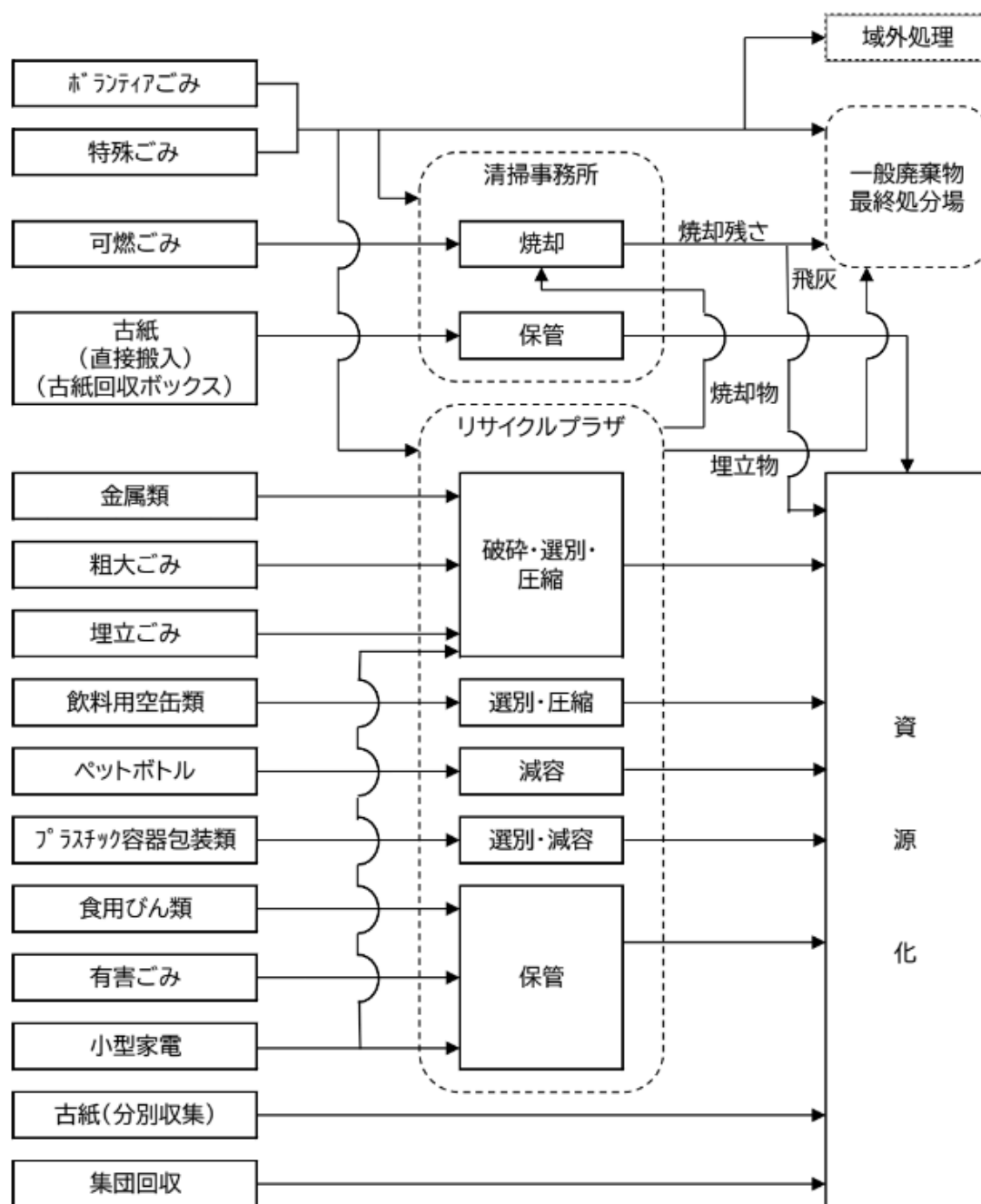


図2-1 主なごみ処理フロー

表2-2 ごみ種ごとの処理処分方法

ごみ種	処理処分方法
可燃ごみ	清掃事務所第一工場において焼却処理後、主灰は舞鶴市一般廃棄物最終処分場において埋立処分し、飛灰は市外施設にて再生処理しています。
金属類 粗大ごみ 埋立ごみ	リサイクルプラザで破碎・選別処理を行い、焼却物、埋立物、資源物に選別し、焼却物は清掃事務所で焼却処理、埋立物は最終処分場で埋立処分、資源物は圧縮後資源化をしています。 ※金属類は金属取扱業者に引き渡し、金属として再利用されます。
飲料用空缶類	リサイクルプラザで選別・圧縮処理を行い、資源化しています。 ※金属取扱業者に引き渡し、金属として再利用されます。
ペットボトル	リサイクルプラザで減容処理を行い、資源化しています。 ※ペットボトルの水平リサイクルに関する協定に基づき、使用済みペットボトルからペットボトルへ再生されます。
プラスチック容器包装類	リサイクルプラザで手選別し、減容処理を行い、資源化しています。 ※容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートに引き渡し、プラスチック製品の素材や燃料等として再利用されます。
食用びん類 有害ごみ 小型家電	リサイクルプラザで一時保管し、適正に資源化及び処理しています。 ※食用びん類については、ガラスリサイクル業者に引き渡し、ガラス製品として再利用されます。 ※有害ごみについては、構成物質ごとに分別し、可能な限り再利用されます。 ※小型家電については、レアメタル等の含有量の多いものを中心に、小型家電リサイクル法に基づく認定を受けた事業者引き渡し、レアメタル等の金属類に再利用されます。

第2項 ごみ排出量及びその性状

(1) ごみ排出量の実績

ごみ排出量の実績は、図2-2のとおりです。総排出量は、人口が減少していることもあり、減少傾向を示しています。令和6年度に21,379 t/年（＝15,208+6,171）、787 g/人・日となっています。

生活系ごみの減少は、令和3年7月より実施した可燃ごみ処理手数料の改定、ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの指定ごみ袋制による有料化などにより、市民のごみ減量に対する意識が向上していることが考えられます。

事業系ごみの減少は、事業所数の減少をはじめ、経済情勢の変化によることも考えられます。

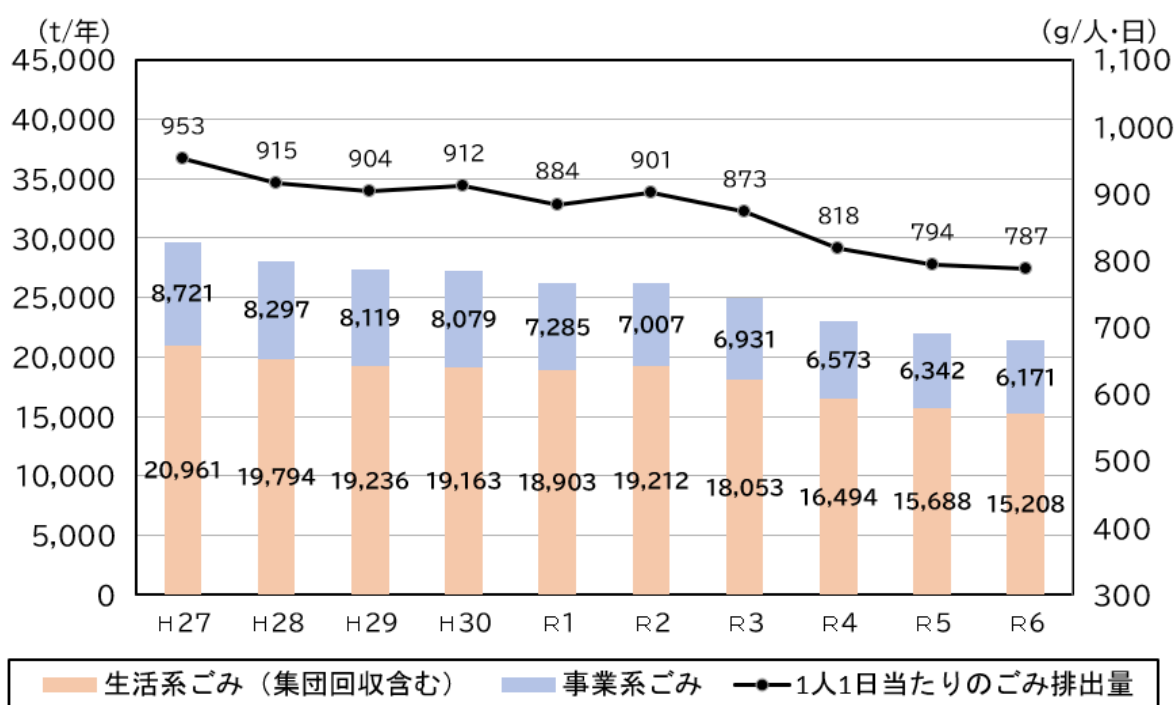


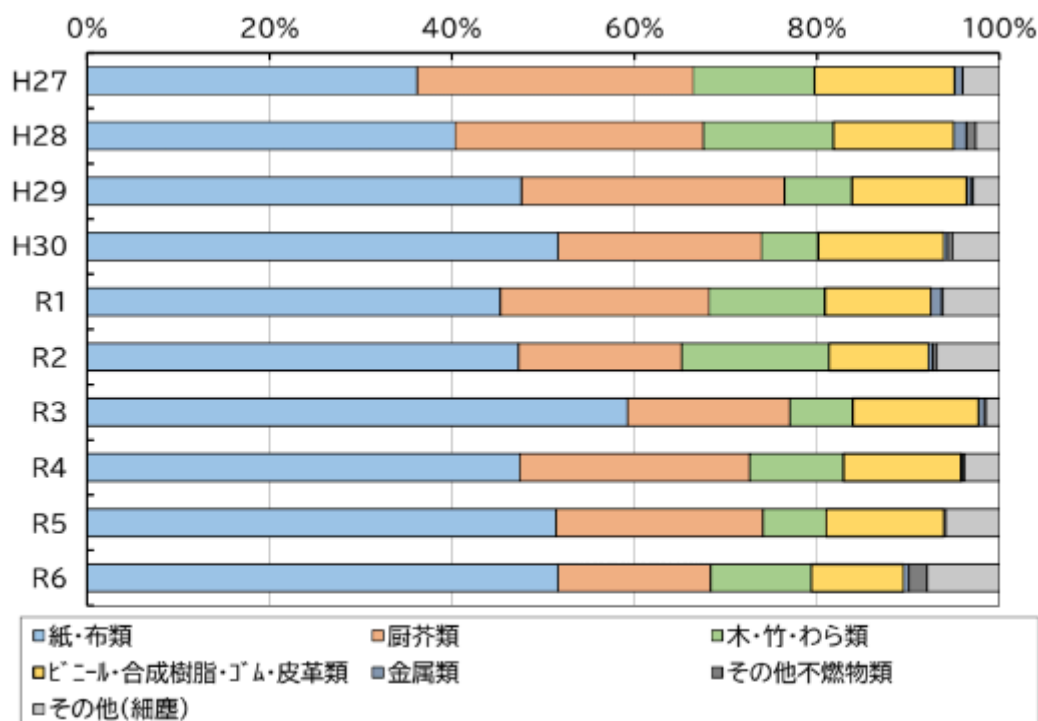
図2-2 ごみ排出量の推移

(2) 可燃ごみの性状

排出状況に近い湿ベースでの可燃ごみ質は、図2-3のとおりです。

紙・布類が増加傾向にあり、厨芥類は減少傾向を示しています。

令和6年度において、「紙・布類」が45.1%と最も高く、「厨芥類」が16.7%、「木・竹・わら類」が11.0%、「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」が10.1%の順となっています。



資料：清掃事務所 組成分析結果 他

図2-3 可燃ごみ種類組成（湿ベース）の推移

また、これまでに家庭系可燃ごみの性状を分析するため、袋サンプリングによる細組成調査を行っており、その結果は表2-3のとおりです。

その調査結果からは、可燃ごみとして排出されている紙類のうち、本市が古紙として分別収集し、資源化を行っている「紙」が平均17.8%（①参照）含まれていること、同様に、本市が不燃ごみとして分別収集し資源化を行っている「プラスチック容器包装類」が平均8.9%（②参照）含まれていることなどが分かります。

表2-3 家庭系可燃ごみ細組成調査結果

項目		年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	平均	備考
紙類	リサイクルできるもの ①		—	13.2	17.1	—	23.0	17.8	
	リサイクルできないもの		—	14.4	12.5	—	18.8	15.2	
プラスチック類	リサイクルできるもの ②		—	9.9	7.6	—	9.4	8.9	「汚れ有り」も含む
	リサイクルできないもの		—	0.3	0.5	—	0.9	0.6	

令和6年度の結果の詳細は図2-4のとおりです。資源化可能な紙類が23.0%、資源化可能なプラスチック類9.4%の計32.4%が資源化可能なものとなっています。

さらなる分別の徹底により、可燃ごみの削減、資源化率の向上に繋がっていきます。

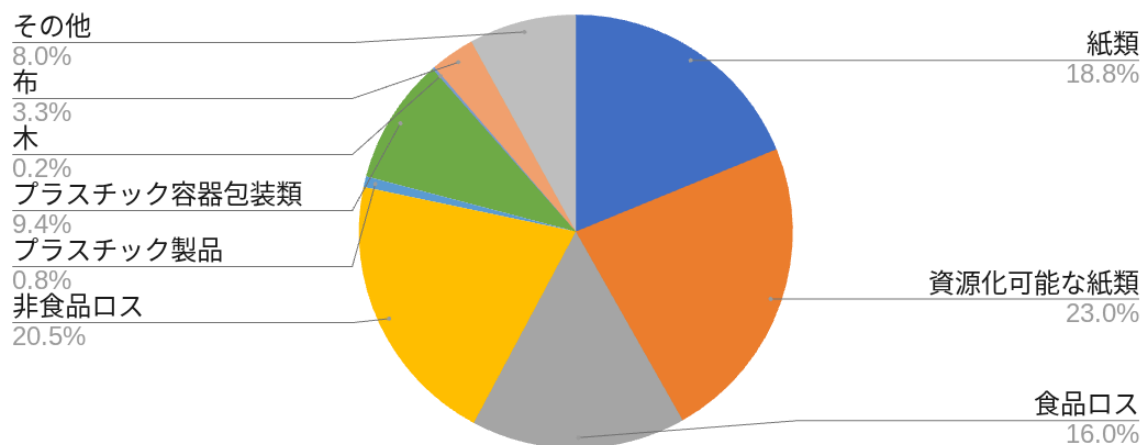


図2-4 袋サンプリングによる家庭系可燃ごみ細組成調査結果（令和6年度）

事業系ごみにおいても、可燃ごみに資源化可能な紙類が混入している状況が見られます。そのため、不適正搬入への対策も兼ねて搬入検査（展開検査）を実施し、実態を把握したうえで、資源化の促進と適正処理に向けた対応を検討する必要があります。

(3) 最終処分量の実績

最終処分量の実績は、図2-5のとおりです。最終処分量は減少傾向を示しており、令和6年度は2,665 t/年にまで低下しています。

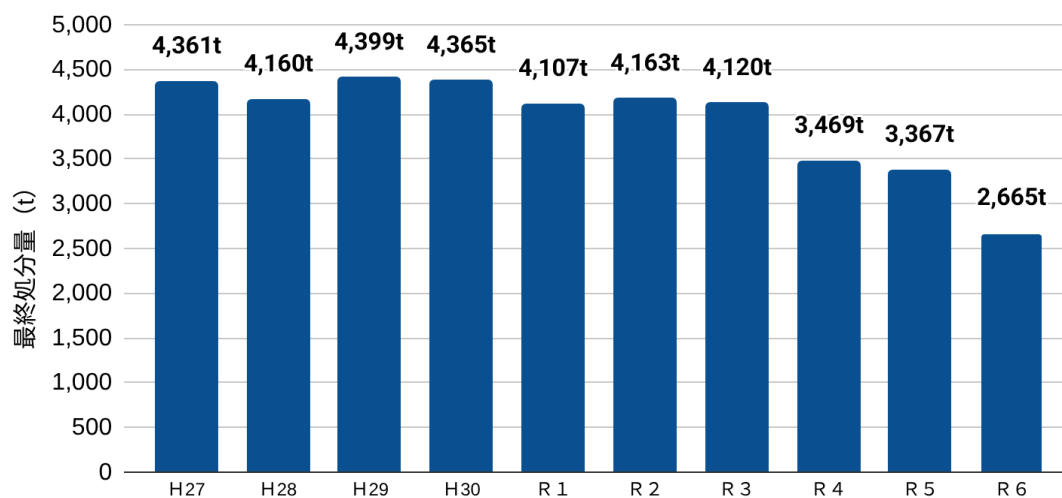


図2-5 最終処分量の推移

(4) 資源化率の実績

資源化率の実績は、図2-6のとおりです。資源化率は、3Rの推進に加え、主に令和5年11月に開始した清掃事務所から発生する飛灰のリサイクルにより向上し、令和6年度で16.2%となっています。

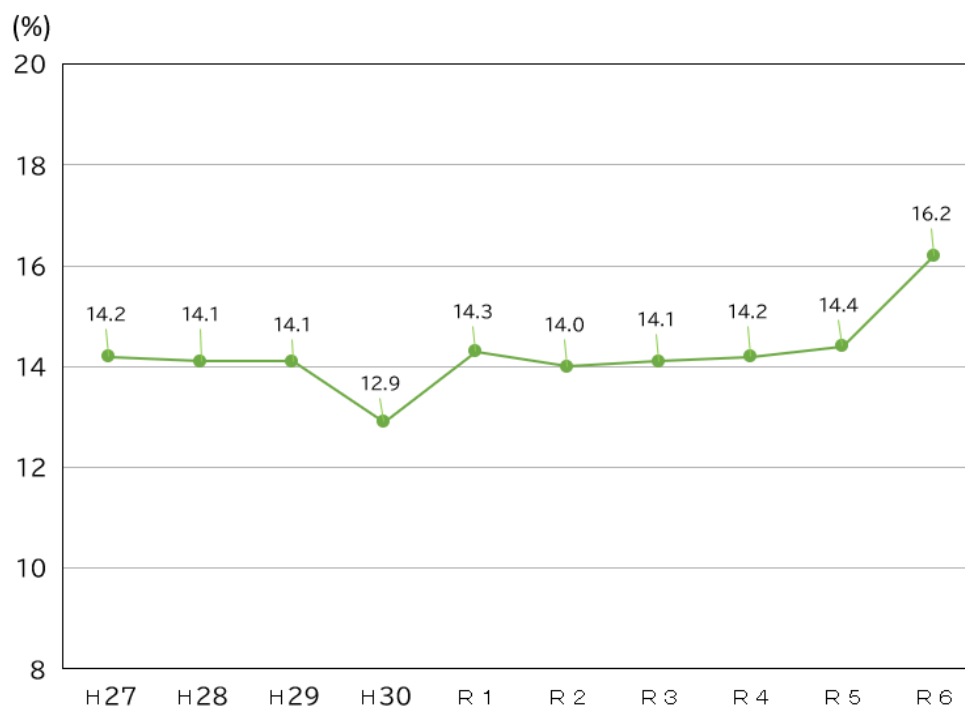


図2-6 資源化率の推移

第3項 排出抑制、資源化等施策の実施状況

ごみの排出抑制や資源化等の実施状況を以下に示します。

(1) リデュース（ごみの減量）

ごみ処理の有料化

平成17年10月から可燃ごみの「有料化」を実施しています。

また、令和3年7月から、可燃ごみの処理手数料の値上げ、ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの指定ごみ袋制による有料化を実施しました。

ごみ処理費用の一部が上乗せされたごみ袋（指定袋）を使ってごみを排出することで、ごみの排出量に応じた負担の公平化を図る（受益者負担）とともに、費用の一部を負担することで、「排出者のコスト意識の高まりが、ごみの減量や分別徹底などの行動へ導く」との考え方に立って施策を実施しています。

食品ごみ（食品ロス）の削減

食品ごみの削減を図るため、食品ごみ3キリ運動の推進を図ります。

食品ロスの削減

食品ロスとは、「本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物」のことを言います。



可燃ごみに含まれていた食品ロス

家庭から排出された可燃ごみのなかには、使わなかった野菜などの食材や加工食品など、まだ食べられるものがこんなに沢山捨てられているよ。

食品ロスを減らすためにできること

買い物前の確認

Check!



買い物前に冷蔵庫の中身を確認。必要な分だけ買おう

3キリをしよう

食べキリ!



食べきれない量を作りましょう

賞味期限と消費期限を正しく理解

消費期限



安心して食べることができる期間
→期限を過ぎたら
食べない
ほうがいい

賞味期限



美味しく食べられる期間
→期限を過ぎても
すぐ食べられなくなるわけではない

まだ食べられるものを捨てていませんか？
期限を正しく理解し、買ったものは使い切ろう

使いキリ



食材は使い切りましょう

水キリ



生ごみはできるだけめらさず、捨てる前にしっかりと水切りしましょう

生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器購入費補助制度

家庭から排出される生ごみを抑制するために、生ごみ堆肥化容器購入事業補助制度を平成6年6月（EM容器の補助については平成7年8月）から、また、生ごみ処理機購入費補助制度を平成17年10月から実施しています。

その交付状況は表2-4及び表2-5のとおりです。

表2-4 生ごみ処理機購入費補助制度

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助基数	基	18	19	11	12	11	34	24	11	32	32
補助金額	千円	360	351	210	117	105	335	237	109	318	320

注)1世帯1基までで購入価格の1/2(上限10,000円)を補助

表2-5 生ごみ堆肥化容器購入事業補助金

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助基数	基	21	18	24	19	29	28	34	23	24	10
補助金額	千円	62	52	70	64	83	77	78	72	71	31

注)1世帯2基までで購入価格の1/2(上限4,000円)を補助

(2) リユース（再利用）

再生品の展示・提供 リサイクルプラザでは、搬入された粗大ごみの中から、再生可能な家具等を工房にて修理し、2か月ごとに展示して希望者に抽選で有償提供する事業を平成10年から実施しています。 令和6年度は838点を展示、提供しています。 ・ 展示期間 偶数月（2・4・6・8・10・12月）の1か月間 ・ 申込期間 偶数月の平日（8時30分～16時30分） 偶数月の日曜日で月1回（13時00分～16時30分）
子ども服の展示・提供 リサイクルプラザで、子ども服の展示・提供ブースを設置しています。子どもの成長等で不要となった子ども服を提供いただき、必要としている方に無償で譲り渡しています。
「ゆずります、もらいます」コーナーの設置 リサイクルプラザで、家庭で不要になった家具や電化製品等を掲示板に張り出し、欲しい人に提供する「ゆずります、もらいます」のコーナーを設置しています。 利用者（ゆずりたい人）は備え付けの掲示用カードに品物等を記入し、3ヶ月間掲示。掲示板を見た利用者（もらいたい人）がゆずりたい人と直接やり取りしています。
フリーマーケットの開催 リサイクルプラザにて、家庭で不要になった衣類、雑貨、日用品等をごみとして捨てるのではなく、安価で売買する機会としてフリーマーケットを開催しています。 例年、年2回開催し、令和6年には322人が参加されています。
再生工作教室の開催 リサイクルプラザで、粗大ごみとして持ち込まれた家具等の木製品を材料にした再生工作教室を開催しています。
衣類のリユース 令和6年4月1日から、清掃事務所に「衣類の回収ボックス」を設置し、「まだ着ることのできる衣類」の回収をスタートしました。 令和8年7月からは、回収ボックスを公共施設に設置し、拠点回収を実施しています。



リサイクルフリーマーケット



親子工作教室

(3) リサイクル（資源化）

不燃ごみ「7種9分別」の実施		平成10年5月（リサイクルプラザの稼働に合わせて）から不燃ごみ6種9分別を、平成31年4月から7種9分別の収集を開始しました。 不燃ごみの収集では、各自治会で集積所に立ち番を配置するなど、市民の協力を得ながら資源化に取り組んでいます。																																																																																																									
古紙分別収集の実施		平成17年9月に、これまで可燃ごみとして排出されていた古紙の分別収集を開始しました。 月に1回の不燃ごみの収集に合わせて、古紙を3分別（段ボール、新聞、その他の紙）で回収しています。																																																																																																									
使用済小型家電回収ボックスの設置		平成26年10月から「小型家電リサイクル法」に対応するため、公共施設に回収ボックスを順次設置し、集まった家電製品を同法に基づく認定事業者に引き渡しています。 設置場所：市役所、西支所、加佐分室、中公民館、東図書館、西図書館、南公民館、城南会館、大浦会館																																																																																																									
古紙回収ボックスの設置		古紙排出の利便性向上のため、平成27年1月から市役所庁舎・西支所に、平成28年3月からは加佐分室に古紙回収ボックスを設置しています。 設置場所：市役所、西支所、加佐分室																																																																																																									
古紙等資源回収（集団回収）活動報奨金制度		平成3年度からごみの再利用を促進し、その減量化を図るため、資源として再利用できる古紙などの集団回収活動を自主的に行う自治会や子供会などの団体に対して報奨金を交付しています。 現在は、登録された87団体が古紙類、繊維類、アルミ類、廃食用油の回収を実施しており、その回収量及び交付金額は表2-6のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>年度</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施団体数</td><td>団体</td><td>69</td><td>64</td><td>65</td><td>59</td><td>63</td><td>57</td><td>54</td><td>45</td><td>52</td><td>52</td></tr> <tr> <td>回収量</td><td>t</td><td>956</td><td>881</td><td>842</td><td>739</td><td>752</td><td>610</td><td>581</td><td>618</td><td>536</td><td>528</td></tr> <tr> <td>古紙類</td><td>t</td><td>925</td><td>847</td><td>804</td><td>709</td><td>717</td><td>577</td><td>545</td><td>587</td><td>507</td><td>502</td></tr> <tr> <td>繊維類</td><td>t</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr> <td>アルミ類</td><td>t</td><td>29</td><td>31</td><td>35</td><td>29</td><td>33</td><td>32</td><td>35</td><td>31</td><td>28</td><td>26</td></tr> <tr> <td>廃食用油</td><td>kℓ</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>交付金額</td><td>千円</td><td>2,888</td><td>2,003</td><td>2,536</td><td>2,222</td><td>2,264</td><td>1,836</td><td>1,742</td><td>1,858</td><td>1,606</td><td>1,584</td></tr> </tbody> </table> 注)回収量に廃食用油(kℓ)は含まない。 S1 端数処理の関係で計が一致しない箇所がある。										項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	実施団体数	団体	69	64	65	59	63	57	54	45	52	52	回収量	t	956	881	842	739	752	610	581	618	536	528	古紙類	t	925	847	804	709	717	577	545	587	507	502	繊維類	t	2	2	3	2	1	1	1	0	0	1	アルミ類	t	29	31	35	29	33	32	35	31	28	26	廃食用油	kℓ	4	2	2	1	1	1	0	0	0	0	交付金額	千円	2,888	2,003	2,536	2,222	2,264	1,836	1,742	1,858	1,606	1,584
項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																																																																																
実施団体数	団体	69	64	65	59	63	57	54	45	52	52																																																																																																
回収量	t	956	881	842	739	752	610	581	618	536	528																																																																																																
古紙類	t	925	847	804	709	717	577	545	587	507	502																																																																																																
繊維類	t	2	2	3	2	1	1	1	0	0	1																																																																																																
アルミ類	t	29	31	35	29	33	32	35	31	28	26																																																																																																
廃食用油	kℓ	4	2	2	1	1	1	0	0	0	0																																																																																																
交付金額	千円	2,888	2,003	2,536	2,222	2,264	1,836	1,742	1,858	1,606	1,584																																																																																																
表2-6 古紙等資源回収活動（集団回収）実績																																																																																																											
マイ・リサイクル店認定制度		平成7年度から、ごみの発生抑制や再生利用に関する取り組みを積極的に実施している小売店を「マイ・リサイクル店」として認定しています。 令和6年度末時点で、市内のスーパーや小売店13店舗を認定しており、市広報紙などを通じて広く周知しています。																																																																																																									

(4) 広報啓発活動

「舞鶴市ごみ分別ルールブック＆ごみ収集カレンダー」の発行
平成10年5月より、毎年1回、不燃ごみの収集日程や分別方法、ごみ処理に関連する制度を紹介する、「ごみ分別ルールブック＆ごみ収集カレンダー」を発行しています。
ごみ減量化啓発ちらし「舞鶴市ごみNEWS」の発行
ごみ排出量や指定ごみ袋の収入（可燃ごみ処分手数料）の使い道、ごみの減量方法などを記載した啓発ちらしを平成18年から発行しています（ごみ分別ルールブックに移行）。
ごみや環境についての出前講座の実施
市職員が市政に関する説明や意見交換を行う「まちづくり出前講座」等において、3Rの考え方や環境美化に関する施策についての情報発信を行うとともに、環境学習の一環として小学生を対象とした出前授業や施設見学を実施し、大人から子供までの広い年齢層を対象にごみや環境についての意識啓発に取り組んでいます。



環境学習

(5) 環境美化

不法投棄監視パトロールの実施
不法投棄を監視するため、市内を6コースに分けて昼間と夜間にパトロールを実施しています。パトロール中にごみの投棄に遭遇した場合は、直ちに警察へ通報するとともに、証拠の保全を行うこととしています。 令和6年度は昼間255回、夜間84回、計339回のパトロールを行い、58件の不法投棄を確認しました。
監視カメラの設置
不法投棄されやすい市内の数カ所に監視カメラを設置して、不法投棄を未然に防止するとともに、ごみの投棄の様子が撮影された場合は直ちに警察に告発することとしています。
環境美化区域の指定
市民、事業者が一体となって、ごみの散乱等の防止に努めるとともに、地域の環境美化を促進し良好な都市機能を保全するため、昭和59年に「環境美化条例」を制定しました。 この条例に基づき、毎年、海岸線の14地区を環境美化区域に指定し、啓発看板の設置やごみの回収、広報パトロールを地域と一体となって実施しています。
ポイ捨て防止看板の設置
自治会に対して、不法投棄防止、ポイ捨て防止の啓発看板の配布を行っています。

(6) 市民協働の取り組み

環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる） 環境美化に対する市民意識を高め、市民との協働で環境美化活動を行うため、市民が道路等の公共施設の里親となってボランティア活動を実施する「環境美化里親制度」を平成13年度に創設。里親である市民が散乱ごみの回収とごみの散乱状況の情報提供を行い、市は里親の活動に必要な清掃用具の支給・貸与、ごみの回収などで、その活動を支援しています。 令和6年度で、25団体3家族6個人、908人が市内の17か所で活動しています。
ボランティア清掃の支援 自治会や老人会、ボランティア団体が実施する美化活動に、専用のごみ袋の支給や収集されたごみの回収などの支援を行っています。
ごみ集積箱設置事業補助金制度 地域のごみステーションは自治会が管理を行っていますが、ごみステーションのごみ散乱を防止するための集積箱を購入または設置する自治会に対して、設置等の費用の2分の1（上限4万円）を補助金として交付しています。
「舞鶴の川と海を美しくする会」の活動支援 市内28地区の会と48の事業所（令和6年4月時点）などで構成される「舞鶴の川と海を美しくする会」が、毎年6月と10月を美化強調月間と定め、関係機関と協力して全市的規模で河川や海岸などの清掃を実施されています。市は、清掃時の資材提供、清掃後のごみ回収等の支援を行っています。
まいづるクリーンキャンペーンの活動支援 「わたしたちのまちを、わたしたちの手できれいにしよう」を合言葉に、平成8年度から全市一斉清掃日を設け、清掃活動を実施しています（平成9年度からは、「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」が主催者として、令和2年度からは「まいづる環境市民会議」のクリーンキャンペーンプロジェクトチームとして実施）。市はごみ袋の提供や清掃後のごみ回収などの支援を行っています。
「まいづる環境市民会議」の活動支援 市民、事業者、市民団体等の参加・協働により、「舞鶴市環境基本計画」の具体的な取り組みを中心となって推進するため活動しています。令和6年度末現在で、40団体・54個人が参加しており、環境基本計画の進捗管理を行うとともに、「地球温暖化防止」、「循環型社会」、「生物多様性」及び「クリーンキャンペーン」の4つのプロジェクトチームにより環境保全活動に取り組んでおり、市はその活動の支援・連携を行っています。 市内において環境分野で模範的でかつ顕著な成果があった活動を行う個人、団体又は事業者に対して表彰する「まいづる環境市民賞表彰制度」のほか、環境啓発イベント「まいづる環境フェスタ」の開催などの啓発活動に取り組んでいます。

第4項 収集運搬の現況

(1) 収集運搬体制

家庭系ごみについては、市が許可業者または委託業者による収集・運搬を行うほか、排出者等が直接処理施設へ搬入することができます。

市民サービスの維持・向上と安定したごみ処理体制を確保するため、令和3年7月からペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの処理を有料化するとともに、可燃ごみ処理手数料の引き上げを実施しています。

事業系可燃ごみについては、事業者が許可業者へ収集を委託するか、処理施設へ直接搬入する方式を原則としています。一方で、事業所から発生する不燃ごみは産業廃棄物に該当するため、本市では受け入れ対象外となっています。

表2-7 家庭系ごみの収集運搬体制

分別区分		項目	収集回数	収集形態	収集方式	排出方式	処理手数料	
可燃ごみ			週 2 回	許可	ステーション	指定袋	有料	
不燃ごみ	金属類		月1回	委託		コンテナ	無料	
	飲料用空缶類							
	食 用 び ん 類	白色(透明)						
		茶色						
		その他のびん						
	ペットボトル		月2回*				指定袋	有料
	プ ラ スチック容器包装類							
	埋立ごみ		月1回				指定袋	有料
	有害ごみ						コンテナ	無料
粗大ごみ			月2回 (申込み制)	許可	戸別収集	—	有料	
古紙（分別収集）			月1回	再生事業者 直接引取り	ステーション	ひもでしばる （細かい紙片は 紙袋に入れる）	無料	
拠点（ボックス）回収			随時	直接	拠点	ボックス		

注) ※ 自治会の実情に応じて月1回でも実施可能。

(2) 直接搬入の受入体制

令和3年7月から、清掃事務所およびリサイクルプラザへ一般廃棄物を直接搬入する際に、搬入受付手数料を徴収しています。

第5項 中間処理施設及び最終処分場の現況

(1) 施設の概要

① 焼却施設

清掃事務所の概要は、表2-8のとおりです。

第一工場は焼却施設の長寿命化工事を実施した結果、24時間運転が可能となり、焼却処理能力は120 t/日へと向上しました。これに伴い、第二工場は休止措置をとっています。

表2-8 清掃事務所の概要

名称	舞鶴市清掃事務所	
工場名	第一工場	第二工場【休止】
所在地	舞鶴市字森1515番地	
面積	10,226m ²	
処理能力	120 t/24 h (60 t/24 h×2炉)	60 t/16 h (30 t/16 h×2炉)
竣工	平成5年3月	昭和58年3月
ダイオキシン対策工事	平成14年11月	平成13年8月
長寿命化工事	令和6年2月	—
処理方式	連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）	准連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）

② リサイクルプラザ

リサイクルプラザの概要は、表2-9のとおりです。リサイクルプラザは供用開始から27年が経過し、経年劣化に伴う損傷や腐食が見られます。適正な処理機能を継続するため、令和8年度から令和12年度にかけて長寿命化工事を実施する計画としています。

表2-9 リサイクルプラザの概要

名称	舞鶴市リサイクルプラザ	
所在地	舞鶴市字森小字大谷65番地の2	
面積	約12,000m ²	
処理能力	33.59 t/日 (33.59 t/5 h) 破砕系 24.4 t/5 h 飲料用空缶系 2.9 t/5 h プラスチック容器類系 6.25 t/5 h	
竣工	平成10年3月	

③ 最終処分場

最終処分場の概要は、表2-10のとおりです。令和4年3月に第2期の最終処分場整備工事が竣工し供用しています。なお、埋立地部分については先行して竣工しており、令和3年11月から埋立開始しています。令和6年度末までに累計で約11,400m³を埋め立てています（残余容量約88,600m³）。

表2-10 最終処分場の概要

名 称	舞鶴市一般廃棄物最終処分場
所在地	舞鶴市字大波上小字田黒地内
面 積	約45,000m ²
処理能力	埋立処理施設 埋立面積 : 約11,000m ² 埋立容量 : 123,000m ³ (内、土堰堤23,000m ³) 埋立期間 : 令和3年度 ~ (15年間)

第6項 ごみ処理費用

ごみ処理費用（建設改良費除く）は、図2-7のとおりです。総処理費用（建設改良費除く）は、近年増加傾向を示しており、令和6年度に1,310百万円となっています。

市民1人当たりの処理経費及びごみ1t当たりの処理経費も、近年増加傾向を示しており、市民1人当たり17,616円、ごみ1t当たり61,112円となっています。

施設維持に必要な各種機材や光熱水費の高騰により、運営に係る費用が増加しています。今後も、これらの影響によりごみ処理費用の増加が予想されます。

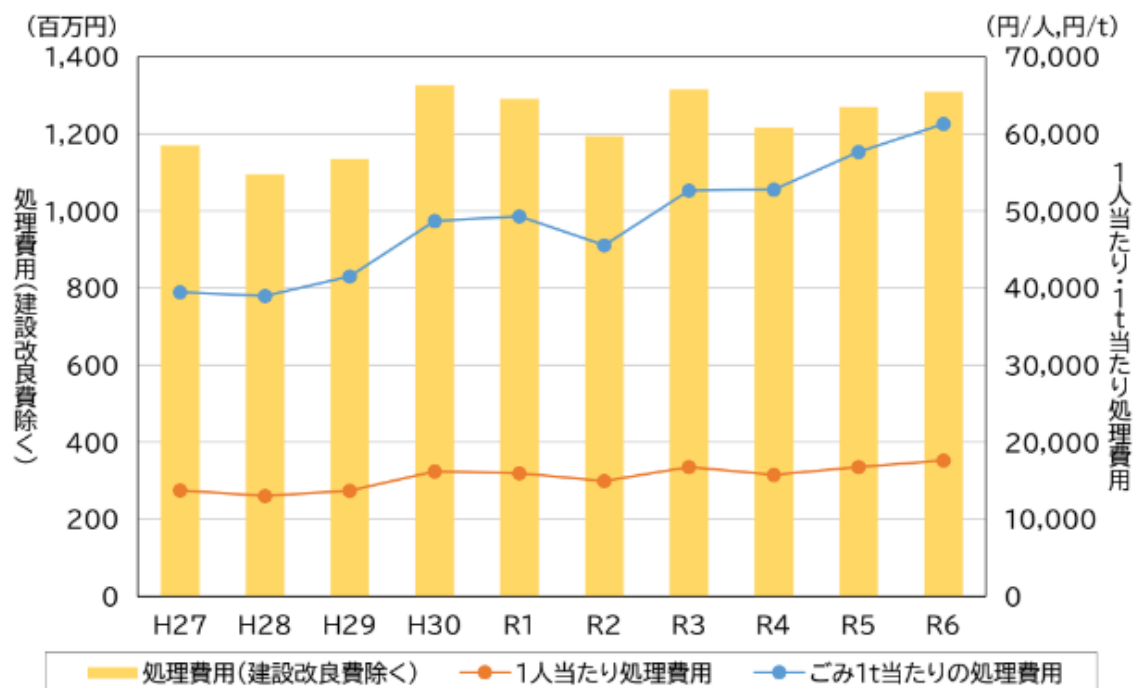


図2-7 ごみ処理費用（建設改良費除く）

第2節 類似都市との比較

本市と類似都市8都市の総排出量及び資源化量は、表2-11のとおりです。

- ・「1人1日当たりごみ量」について、本市は高い値を示しています。
- ・「資源化量」をみると、本市においては特に古紙やプラスチック類に資源化の余地があります。令和6年に実施した家庭系可燃ごみ細組成調査において、可燃ごみ中にリサイクル可能な紙類、プラスチック類がそれぞれ23.0%、9.4%含まれている結果となっており、分別を徹底することで資源化率を上げることが可能であると考えられます。
- ・「最終処分される割合」について、本市は、令和5年11月から焼却灰（飛灰）のリサイクルを行っており、京都府内の自治体と比較すると低い値を示しています。
- ・「人口1人当たり年間処理経費」は、本市は高い値を示しています。

自治体等		舞鶴市	龍ヶ崎市 (茨城県)	蕨市 (埼玉県)	国立市 (東京都)	泉大津市 (大阪府)	福知山市	亀岡市	城陽市	木津川市
人口	人	74,331	75,183	76,421	76,189	72,761	74,563	85,900	73,453	79,365
総排出量	t/年	21,975	23,675	19,562	17,416	21,798	20,054	22,372	19,428	20,920
1人1日当たり排出量	g/人・日	810	863	701	664	821	737	714	725	722
資源化量	t/年	3,466	3,873	4,053	6,531	3,526	4,461	4,127	3,466	3,800
紙類	t/年	1,430	866	833	2,697	1,969	1,322	1,051	1,882	1,083
紙パック	t/年	—	4	2	26	1	22	0	19	8
紙製容器包装	t/年	—	—	291	—	—	—	—	—	—
雑紙	t/年	—	—	308	—	—	—	461	—	595
金属類	t/年	415	613	514	327	254	403	382	212	353
ガラス類	t/年	302	371	413	598	359	308	418	280	284
ペットボトル	t/年	127	140	370	261	243	187	124	203	241
白色トレイ	t/年	—	3	—	1	—	—	—	—	—
容器包装プラスチック	t/年	521	—	310	525	594	658	971	550	705
製品プラスチック	t/年	—	—	—	—	—	—	132	—	—
その他プラスチック類	t/年	5	—	—	30	—	—	—	—	—
布類	t/年	1	51	195	274	93	50	67	112	155
肥料	t/年	—	—	1	—	—	—	—	—	298
熔融スラグ	t/年	—	1,820	—	—	—	—	—	—	—
固形燃料	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
焼却灰・飛灰セメント原料化	t/年	462	—	—	1,448	—	—	—	—	—
廃食用油	t/年	—	—	—	—	—	14	2	11	3
その他	t/年	203	5	816	344	13	1,497	519	197	75
資源化率	%	15.8	16.3	20.7	35.4	16.2	22.2	18.4	17.8	18.2
最終処分される割合	%	13.8	5.0	4.6	0.0	9.8	15.1	15.5	14.4	10.1
人口1人あたり年間処理経費	円/人	17,387	14,059	13,199	16,197	10,974	16,639	14,458	8,332	14,631

資料：一般廃棄物処理実態調査(令和6年度)

表2-11 総排出量及び資源化量（令和6年度）

※上記国の実態調査結果において、「1人1日あたりごみ排出量」にはボランティアごみ等の重量を含み集計対象が異なるため、p8等に記載の数値（R6年度787g）と若干異なります。

第3節 考察

(1) ごみ排出量に関する考察

- ・過去10年間のごみ排出量は、減少傾向を示しています（表2－12参照）。総排出量は、3Rの推進に加え人口が減少していることもあり、減少傾向を示しています。
- ・生活系ごみの減少は、可燃ごみ処理手数料の改定や不燃ごみの有料化、直接搬入受付手数料の導入などを機とした、市民のごみ減量に対する意識の向上によることも考えられます。
- ・古紙類の減少が大きいのは、新聞の定期購読の解約をはじめとした発行部数の低下、ペーパーレス推進による紙ごみの減少によることも考えられます。

表2－12 ごみ排出量の実績（生活系・事業系別）

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
排出量	生活系	可燃ごみ	14,683	14,278	13,826	13,858	13,394	13,312	12,575	11,977	11,485	10,999
		不燃ごみ										
		金属類	215	212	216	224	216	252	232	162	159	150
		飲料用空缶類	114	111	110	114	116	117	102	89	78	69
		食用びん類	439	432	417	395	389	381	374	349	329	308
		ペットボトル	－	－	－	－	172	182	148	141	136	133
		プラスチック容器類	594	591	588	595	627	616	635	608	580	567
		埋立ごみ	1,401	1,134	1,080	1,175	1,171	1,412	1,297	829	776	770
		有害ごみ	76	69	70	72	63	67	60	72	67	69
		計	2,839	2,550	2,480	2,575	2,754	3,025	2,847	2,250	2,124	2,066
	粗大ごみ	粗大ごみ	1,163	852	927	873	921	1,140	1,072	821	773	786
		古紙	1,316	1,231	1,159	1,117	1,081	1,123	980	827	770	830
		集団回収	960	883	844	740	753	611	581	619	536	526
		生活系排出量	20,961	19,794	19,236	19,163	18,903	19,212	18,055	16,494	15,688	15,208
		事業系										
	事業系	可燃ごみ	8,493	8,098	7,919	7,888	7,107	6,838	6,792	6,476	6,253	6,071
		古紙	228	199	200	191	178	169	139	97	90	99
		事業系排出量	8,721	8,297	8,119	8,079	7,285	7,007	6,931	6,573	6,342	6,171
	総排出量		29,682	28,090	27,355	27,242	26,188	26,219	24,986	23,066	22,031	21,379

- ・過去10年間の収集量及び直接搬入量は、表2－13のとおりです。
- ・家庭系及び事業系の可燃ごみについて、収集量、直接搬入量ともに減少しています（図2－8、2－9参照）。これは、令和3年7月から、可燃ごみの処理手数料値上げ及び直接搬入受付手数料の導入を実施したことなどによるものと考えられます。
- ・家庭系不燃ごみは、収集量は横ばいですが直接搬入量は大きく減少（図2－10参照）し、総排出量は減少しています。これは、有料化及び直接搬入受付手数料の導入により排出量が減少するとともに、リサイクルプラザへの直接搬入から地域の不燃ごみステーションへの排出にシフトしているものと考えられます。

表2-13 ごみ排出量の実績（収集・直接搬入別）

区分				年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集ごみ	人口			人	85,121	84,115	82,949	81,877	80,957	79,743	78,428	77,222	75,790	74,331
	可燃ごみ	家庭系※1	t/年	(11,625)	(11,494)	(11,490)	11,421	10,652	10,386	10,497	10,472	9,980	9,455	
		事業系※1	t/年	(6,711)	(6,635)	(6,633)	6,594	5,833	5,675	5,646	5,476	5,305	5,163	
		計	t/年	18,335	18,129	18,123	18,015	16,485	16,061	16,143	15,948	15,284	14,618	
	不燃ごみ	金属類	t/年	125	120	119	127	114	134	140	101	100	94	
		飲料用空缶類	t/年	68	64	61	62	59	61	68	63	57	51	
		茶	t/年	106	104	98	92	92	87	96	97	91	85	
			白	t/年	163	151	146	138	131	133	148	142	135	124
		食用びん類	青・緑	t/年	38	36	35	35	43	44	53	52	49	46
			黒	t/年	8	8	9	8						
		計	t/年	314	299	288	273	266	264	298	291	275	255	
		ペットボトル	t/年	－	－	－	－	93	90	104	112	108	105	
		プラスチック容器包装類	t/年	411	412	408	411	418	423	536	547	521	508	
		埋立ごみ	t/年	601	571	563	547	445	500	545	432	403	385	
		有害ごみ	t/年	64	58	58	60	51	54	50	59	56	57	
		計	t/年	1,583	1,523	1,497	1,480	1,445	1,524	1,740	1,605	1,520	1,455	
		粗大ごみ			t/年	23	28	29	31	34	45	46	47	45
	計			t/年	19,941	19,680	19,649	19,526	17,964	17,630	17,928	17,600	16,850	16,096
	排出量	可燃ごみ	家庭系	t/年	3,059	2,785	2,337	2,437	2,742	2,927	2,078	1,505	1,505	1,545
			事業系	t/年	1,782	1,462	1,287	1,294	1,274	1,163	1,146	1,000	948	908
計			t/年	4,840	4,247	3,623	3,731	4,017	4,089	3,224	2,504	2,453	2,453	
不燃ごみ		金属類	t/年	90	93	97	97	102	119	92	62	59	56	
		飲料用空缶類	t/年	46	47	49	52	57	56	33	26	21	18	
		茶	t/年	37	42	41	37	42	37	25	19	18	18	
			白	t/年	69	66	66	63	58	57	36	29	26	26
		食用びん類	青・緑	t/年	19	24	22	22	24	23	15	11	10	10
			黒	t/年	0	0	0	0						
		計	t/年	125	133	129	122	124	117	76	59	54	53	
		ペットボトル	t/年	－	－	－	－	80	92	45	28	28	28	
		プラスチック容器包装類	t/年	183	179	181	184	208	193	99	62	58	59	
		埋立ごみ	t/年	800	563	518	629	726	912	752	397	372	386	
		有害ごみ	t/年	13	12	12	12	12	13	10	12	11	11	
		計	t/年	1,256	1,027	984	1,095	1,309	1,501	1,106	645	604	610	
		粗大ごみ			t/年	1,140	824	897	842	887	1,096	1,027	775	728
古紙 (清掃事務所)		生活系※2	t/年	(391)	(379)	(363)	(360)	(382)	(425)	(252)	(146)	(142)	(169)	
		事業系※2	t/年	(228)	(199)	(200)	(191)	(178)	(169)	(139)	(97)	(90)	(99)	
		計	t/年	620	578	563	551	560	594	391	243	232	269	
計			t/年	7,856	6,676	6,067	6,219	6,772	7,280	5,748	4,167	4,017	4,075	
古紙(分別収集)			t/年	925	852	796	757	699	698	729	681	628	661	
集団回収	古紙類	t/年	925	847	804	709	717	577	545	587	507	502		
	繊維類	t/年	2	2	3	2	1	1	1	0	0	1		
	アルミ類	t/年	29	31	35	29	33	32	35	31	28	26		
	廃食用油※3	t/年	(4)	(2)	(2)	(1)	(1)	1	0	0	0	0		
	計	t/年	960	883	844	740	753	611	581	618	536	526		
ごみ排出量			t/年	29,682	28,090	27,355	27,242	26,188	26,219	24,986	23,066	22,031	21,379	
ボランティアごみ(不燃)			t/年	14	16	16	13	19	15	15	16	13	15	
特殊ごみ			t/年	362	365	478	368	349	239	355	357	599	255	
総発生量			t/年	30,058	28,471	27,849	27,623	26,556	26,473	25,356	23,440	22,642	21,649	

注)端数処理の関係で合計が一致しない箇所がある。

令和元年度に、プラスチック容器類→プラスチック容器包装類に変更

※1:事業系収集ごみH27～H29はH30からの把握方法見直しによる補正

※2:古紙は直接搬入の家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみの比率で按分

※3:廃食用油H27～R1は0.91t/m³とする。

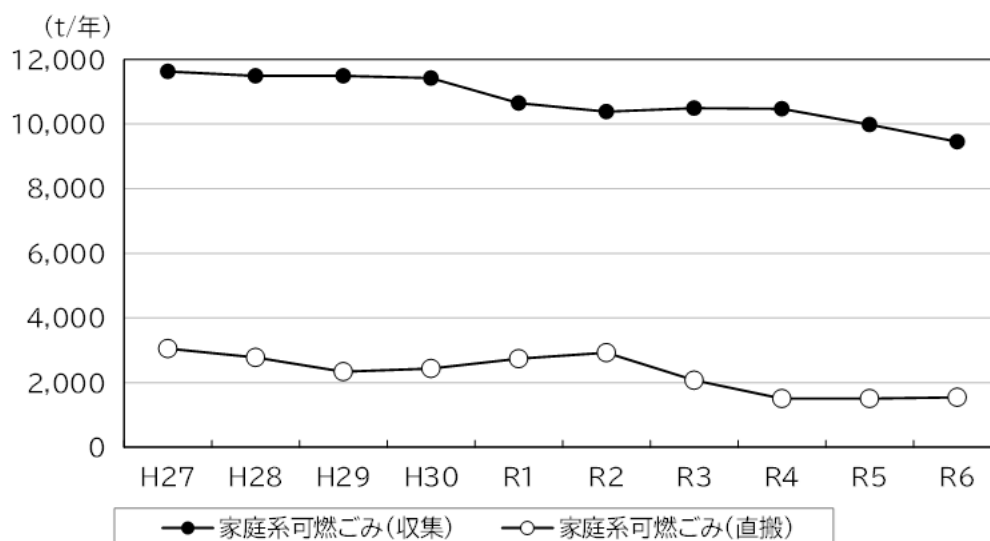


図2-8 家庭系可燃ごみ（収集及び直接搬入）排出量の推移

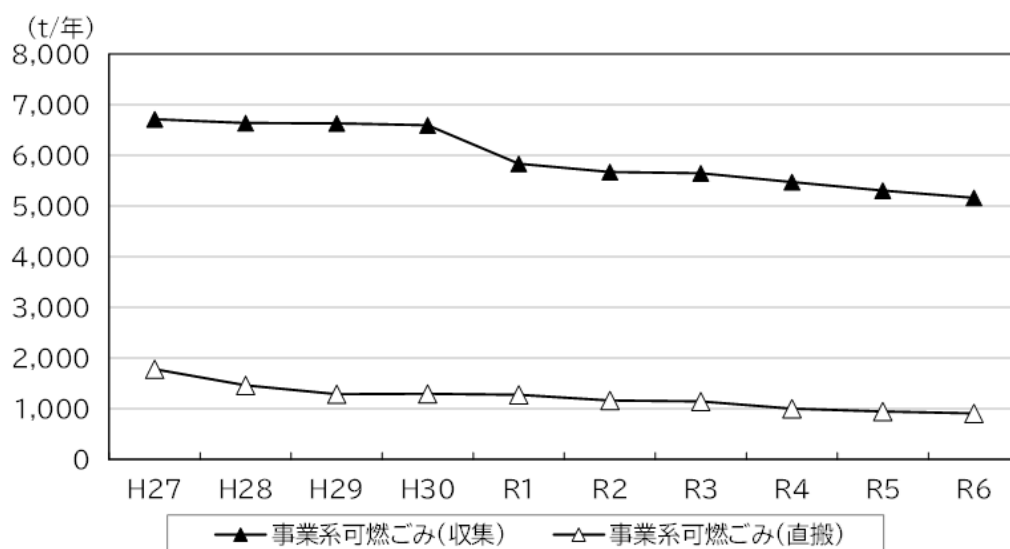


図2-9 事業系可燃ごみ（収集及び直接搬入）排出量の推移

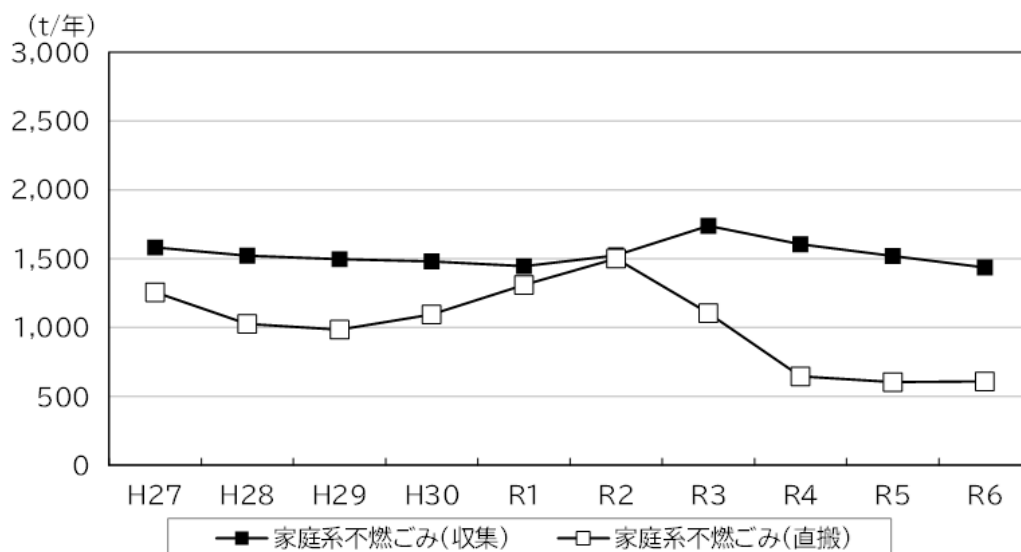


図2-10 家庭系不燃ごみ（収集及び直接搬入）排出量の推移

第4節 課題の抽出と分析

(1) 舞鶴市の概況（人口）からみえる課題

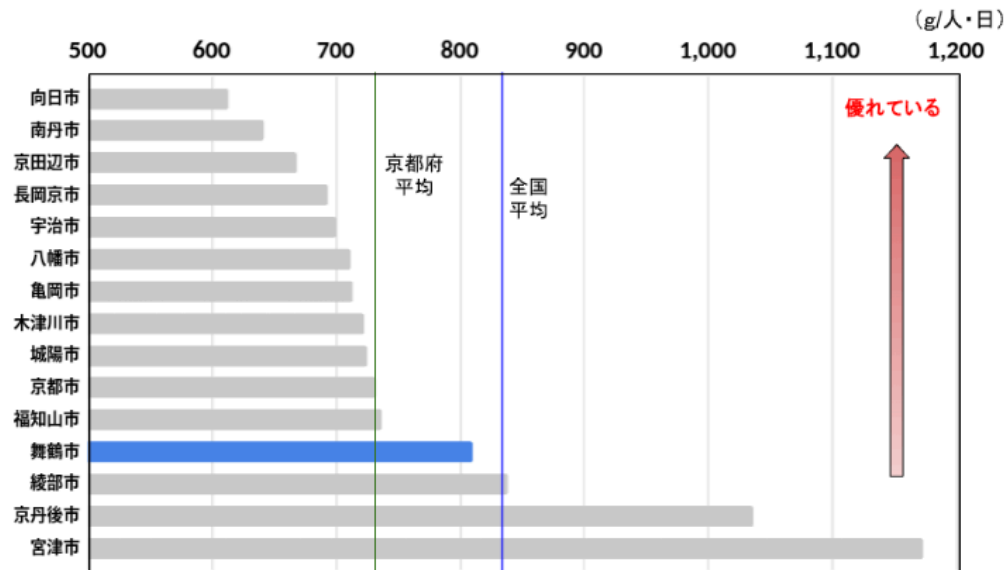
本市の概況から見える課題は、人口減少、高齢化社会への対応や、それらに加えライフスタイルの多様化等に伴う地域コミュニティの担い手不足への対応があります。

【地域活動の担い手不足】

- ・近年、地域社会の高齢化が進む一方で、市民のライフスタイルは多様化しています。さらに、人口減少の影響により、地域活動を担う人材も減少しつつあります。
- ・特に、平成10年から自治会主体で実施されてきた不燃ごみ収集時の「立ち番」制度については、分別の徹底や集積所の秩序維持、地域交流の場として大きな役割を果たしてきましたが、市民の多くがこれを負担に感じているのが現状です。立ち番の負担が原因で自治会への加入を抑える事例や、高齢化により冬場の活動が困難になる地域も出ており、これまでの地域ルールをそのまま維持することは、地域コミュニティの持続可能性そのものを脅かす要因となりつつあります。
- ・ごみに関する取り組みは、市民だけでなく、事業者や行政がそれぞれの役割を果たし、共通の目標を持って連携・協力しながら進めていくことが求められます。さらに、パートナーシップによる取り組みを推進するためには、情報提供や学習の機会を確保するとともに、連携・協力の基盤となる地域コミュニティを維持、活性化していくことが重要です。

(2) ごみの排出状況からみえる課題

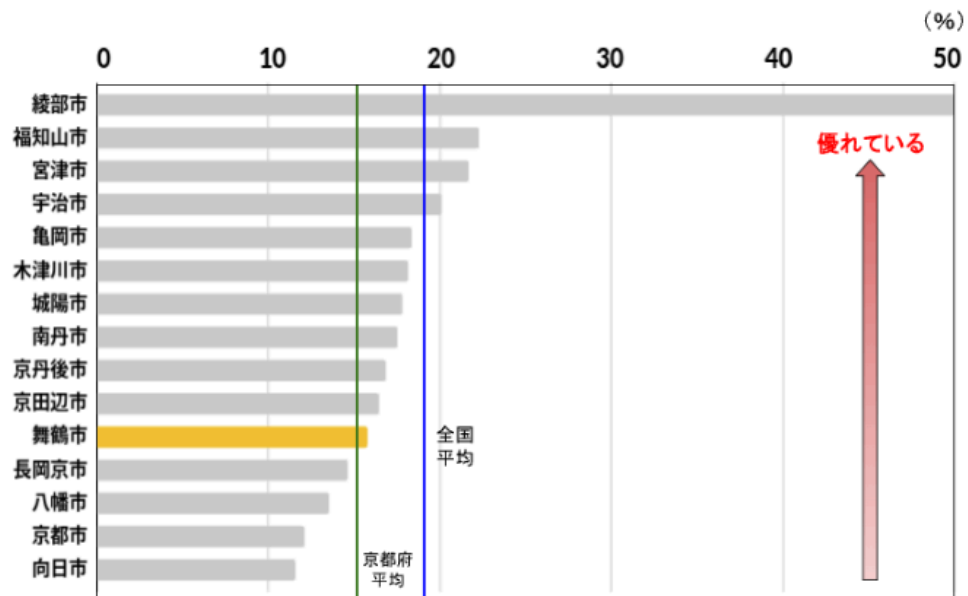
- ・ごみ処理の有料化や不燃ごみの分別区分の見直しなど、本市ではこれまで、ごみの減量、資源化、適正処理に向けてさまざまな施策を実施してきました。今後も引き続き、環境負荷の低減や資源の有効活用、ごみ処理の効率化といった観点から、さらなるごみの発生抑制や資源化等を推進していく必要があります。
 - ・生ごみについては、令和7年3月に閣議決定された「第2次食品ロス削減推進基本方針」において、事業系食品ロスの削減目標が、2000年度比で2030年度までに「60%減」へと大幅に引き上げられました。本市においても、家庭系可燃ごみの組成調査の結果約4割が生ごみであり、その内約4割が食品ロスであるという現状があります。事業所から排出される生ごみと合わせて、啓発に加え「食育」や「事業者のメリット」と結びつけるなど、構造的な対策を講じることが不可欠となっています。
 - ・プラスチックに関しては、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックの3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進が一層求められ、プラスチックの利用のあり方が問われています。本市では、これまでペットボトルやプラスチック容器包装類の分別収集を実施してきましたが、今後は、これらのリデュース（発生抑制・減量）についても、同法の趣旨を踏まえ、具体的な取り組みを検討していく必要があります。
 - ・1人1日当たりごみ排出量は、ここ数年は減少傾向にあるものの、国の一般廃棄物実態調査において府平均と比較すると本市の排出量は多く、府内15市中、12番目となっています。
- ※国の実態調査結果において、「1人1日あたりごみ排出量」にはボランティアごみ等の重量を含み集計対象が異なるため、p8等に記載の数値（R6年度787g）とは若干異なります。



資料：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度）

図2-11 1人1日当たりごみ排出量（令和6年度）

- ・ごみの中に資源となりうるものが含まれています。可燃ごみには資源化可能な紙類が約18%、プラスチック類が約9%あり、本来、資源として排出されることでリサイクルが可能なものが、ごみとして焼却されていることから、さらなる分別の徹底により資源化を進める必要があります。そのためにもごみ排出時点での組成調査を継続し、実態把握に努め、市民に状況を周知し、さらなるごみ減量につなげる必要があります。
- ・可燃ごみに不燃ごみが混入しており、設備故障の原因となっています。清掃事務所に搬入された廃棄物の搬入検査（展開検査）を実施し、不適物の混入について指導する必要があります。
- ・資源化率は、全国平均を下回るものの府平均は上回り、府内で11番目となっています。



資料：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度）

図2-12 リサイクル率（令和6年度）

(3) 直接搬入に関する課題

直接搬入車両台数は、令和3年7月の直接搬入受付手数料導入以降、大きく減少しておりますが、全国平均よりは多い傾向です。また、越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入などがみられます。

(4) ごみ処理体制からみえる課題

- ・令和3年7月から容積比の大きいペットボトル及びプラスチック容器包装類は、月2回収集としています。拠点回収は、指定ごみ袋制による有料化の実施に合わせて排出秩序の維持が課題となるため廃止しましたが、店頭回収の拡大等、排出利便性の確保が必要です。
- ・可燃ごみに混在しやすい紙ごみの排出についても拠点回収の拡充などについて検討し、ごみ排出量の削減とともに再資源化率の向上を図る必要があります。

(5) 中間処理及び最終処分からみえる課題

中間処理及び最終処分からみえる課題は、安定した処理を継続するための施設整備と、処理体制全体の見直しが必要であるという点です。

【清掃事務所（焼却施設）】

- ・清掃事務所（焼却施設）は、供用開始から33年が経過し、その間に長寿命化を目的とした整備工事を実施していますが、整備を行なった施設設備も供用可能年数はおおむね15年程度となります。将来にわたり安定したごみ処理体制を維持するためには、次期施設の新設が必要となりますが、高額化する建設費用等や減少する人口に対する費用対効果を考慮すると、市単独での計画は困難であることから、広域化や委託を含めた整備方針について検討を進める必要があります。

【リサイクルプラザ】

- ・リサイクルプラザは、供用開始から28年が経過し、経年劣化に伴う損傷が見られる状況にあります。安定した処理機能を確保するため、令和8年度から令和12年度にかけて長寿命化工事を実施する計画としています。

【最終処分】

- ・最終処分場については、埋立地の増設工事を実施しましたが、将来にわたり安定したごみ処理体制を維持していくためには、次期施設や委託を含めた整備方針について、検討を進める必要があります。
- ・1人当たりの年間最終処分量は、京都府平均や全国平均と比べて多い状況にあります。そのため、ごみそのものの3R（Reduce(リデュース)：発生抑制、Reuse(リユース)：再使用、Recycle(リサイクル)：再生利用)を一層推進するとともに、効率的な中間処理の実施が必要です。

表2-14 一人当たりの年間最終処分量

		舞鶴市[R6]	京都府[R6]	全国[R6]
最終処分量	t/年	2,665	85,796	3,055,290
人口	人	74,331	2,535,808	124,506,801
1人当たり	kg/人・年	36	34	25

資料：一般廃棄物処理実態調査（京都府及び全国）

(6) ごみ処理費用からみえる課題

- ・ごみ処理施設等によるごみ処理体制の維持には、定期修繕費や工事費を含め、令和3年度には約32億円（過去10年で最大）の費用を要しています。市では、これまで維持管理費用の削減に取り組んできましたが、人件費や材料費の高騰、委託業者における働き方改革の進展などにより、経費削減には限界が生じています。市としては、引き続き効率化を図りつつも、適正かつ安定的なごみ処理体制を維持していく必要があります。

(7) その他の課題

- ・持続可能な地域づくりを進めるためには、3Rを一層推進し、将来的な施設整備に係る費用の縮減や環境負荷の低減を図っていくことが必要です。
- ・国連でSDGsが採択されたことを契機に、食品ロスの削減、プラスチックの削減・資源化、海洋プラスチック問題への対応など、国際的に環境負荷低減の取り組みが強化されています。我が国においても、「プラスチック資源循環促進法」の施行により、プラスチックの3Rをはじめとした資源循環の取り組みが加速していることに加え、「第2次食品ロス削減推進基本方針」の閣議決定により食品ロス削減目標が大幅に引き上げられました。本市としても、こうした国内外の動向を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを一層推進していく必要があります。

第3章 基本方針と目標

第1節 基本理念

持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制です。ごみの埋立地はどこにでも、いくつでも造ることができる施設ではなく、また、清掃事務所やリサイクルプラザも数十年単位で施設更新に多額の費用を要します。このため、市民一人ひとりがごみの３Ｒに取り組み、将来の環境負荷と施設整備による財政負担を小さくすること、さらには、こうした３Ｒの取り組みに市民が積極的に取り組むことができる仕組みづくりが不可欠となります。

３Ｒの取り組みは、今の生活習慣や行動、経済活動の手法を変えることであり、容易に進むものではありません。しかし、今の世代が最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることがないように、市民・事業者・行政が連携して、本市のごみの状況を深く理解し、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと３Ｒを推進しなければなりません。そして持続可能な地域としてこの舞鶴を未来に引き継がなければなりません。

以上の考えのもと、本計画の基本理念は次のとおりとします。

【基本理念】

地域みんなで３Ｒ

～誰もが住みやすい持続可能なまち舞鶴～

第2節 基本方針

基本理念を実現するために、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 3R（ごみの減量、再使用、資源化）の推進

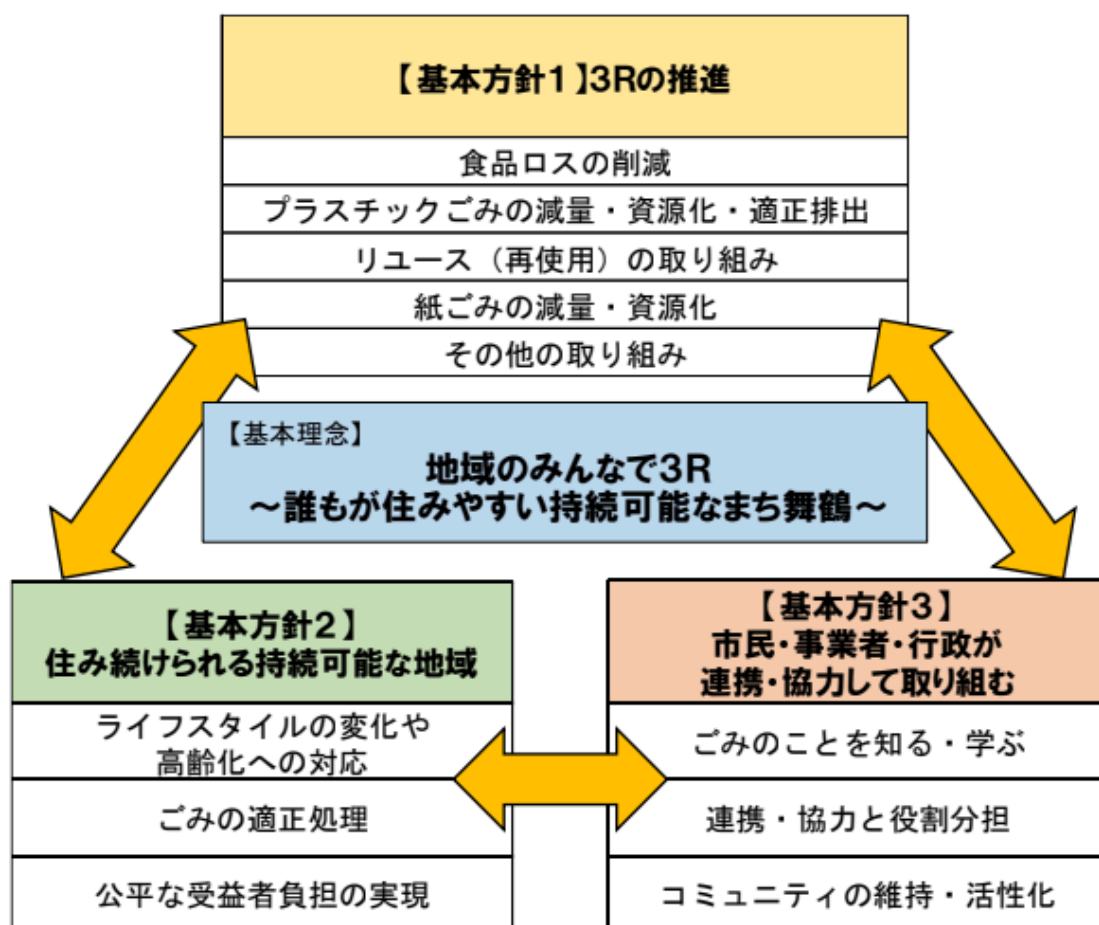
循環型社会形成の基本原則である3R（リデュース＝ごみの減量、リユース＝再使用、リサイクル＝資源化）を、市民・事業者・行政が一体となって推進します。

基本方針2 住み続けられる持続可能な地域

ライフスタイルの変化や高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化中、市民が3Rやごみの適切な排出に取り組むことができる仕組みづくりを行います。

基本方針3 市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む

「ごみ」や「環境」に関する問題は、すべての人に共通する問題であり、地域課題や行政の施策について、三者（市民・事業者・行政）が交流し、情報共有する機会を確保し、一体となって取り組みます。



【SDGs未来都市としての一般廃棄物処理基本計画】

本計画は、平成27年に国連総会において採択された『持続可能な開発目標（SDGs）』を意識した計画としています。

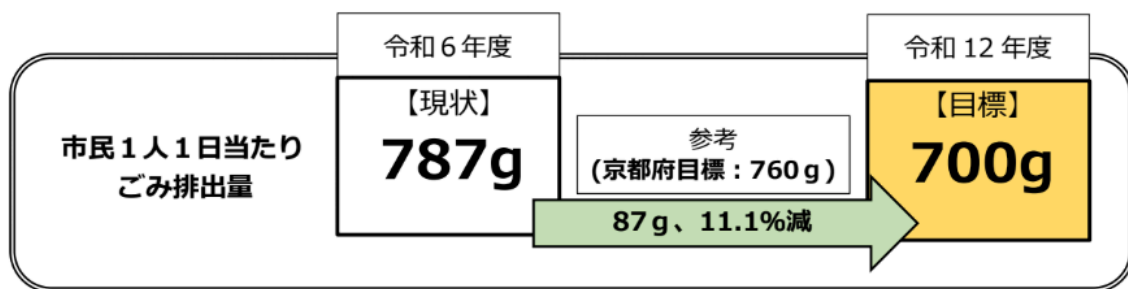
SDGsの17の目標と基本方針との関係は次のとおりです。基本方針と関わりの深い施策を通じて、全体の目標達成を目指していきます。

	基本方針と関わりが深い目標	市の取り組みを通じて達成する目標
【基本方針1】 3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 12 つくる責任 つかう責任 1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに
【基本方針2】 住み続けられる持続可能な地域	11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も	5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に
【基本方針3】 市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む	4 質の高い教育をみんなに 17 パートナースhipで目標を達成しよう	

第3節 目標値

ごみ減量において最も重要な指標となる市民1人1日当たりごみ排出量について、令和12年度に**700 g/人・日**とし、5年間で87 g、11.1%減量する目標を設定します。

京都府の目標である「京都府循環型社会形成計画（第3期）」では、1人1日当たりのごみ排出量を令和12年度に760 g/人・日と設定しており、また、令和6年度の実績は736 gとなっています。本計画においては、令和12年度の目標を700 gとし、府の目標を達成するとともに、直近の実績を下回る排出量となることを目指します。



現状（令和6年度）の1人1日当たり排出量787 gから700 gへと減らすためには、87 gの削減が必要です。その削減の目安を表3-1に示します。ごみ削減に向けた行動が定着しつつある中、表3-1に示す「更なる取組による減量」27.6 gを加え、合計90.5 gの削減を目指します。

表3-1 主なごみ減量等の目安

項目		1人1日あたり ごみ排出量 (R6実績)	減量（試算）		
			区分	重量(g)	
1	可燃ごみ		405g	現状施策の維持による増減	△27.4g
		食品ロス	65g	<u>更なる取組による減量</u>	<u>△4.6g</u>
		調理くず	83g	<u>更なる取組による減量</u>	<u>△4.2g</u>
2	資源化可能な紙		49g	現状施策の維持による増減	△8.6g
3	プラスチック容器包装類		21g	現状施策の維持による増減	1.2g
				<u>更なる取組による減量</u>	<u>△2.2g</u>
4	ペットボトル		5g	現状施策の維持による増減	△1.0g
5	埋立ごみ		28g	現状施策の維持による増減	△4.6g
6	その他の不燃ごみ		52g	現状施策の維持による増減	△3.3g
7	事業系ごみ		227g	現状施策の維持による増減	△19.2g
				<u>更なる取組による減量</u>	<u>△16.6g</u>
令和6年度実績			787g	減量合計	△90.5g

1人1日あたりごみ排出量は、施策の現状維持をした場合の725.1 g/人・日（令和12年度）に対し、目標達成時は697.5 g/人・日となります。

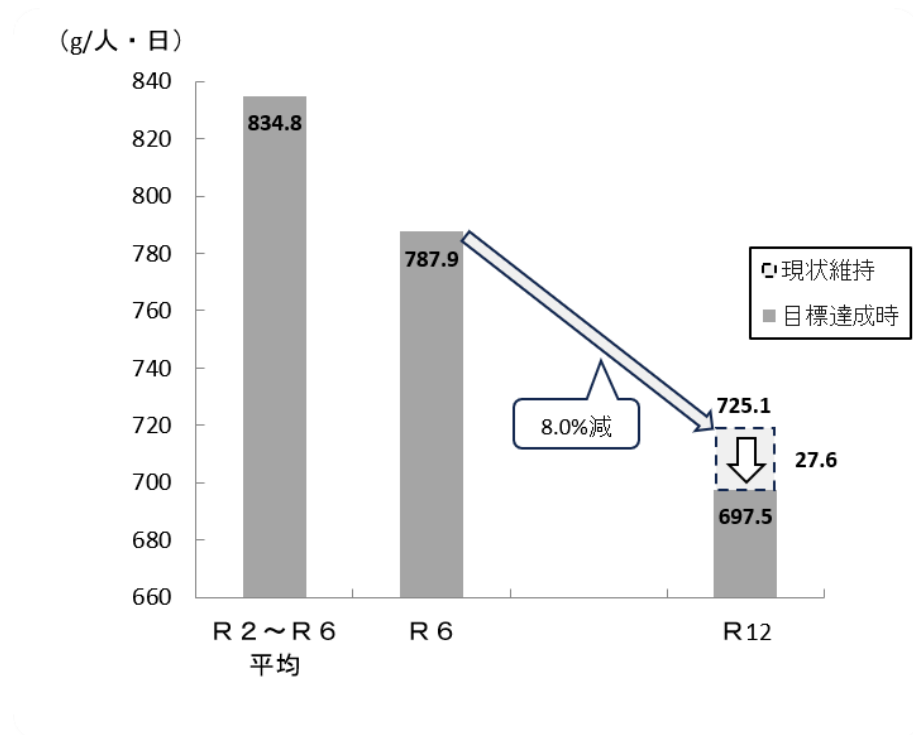


図3-1 1人1日あたりごみ排出量の推移

【指標】

① ごみ総排出量

ごみ総排出量は、令和12年度で施策の現状維持をした場合の18,174 t/年（令和12年度）に対し、目標達成時は17,482 t/年となります。

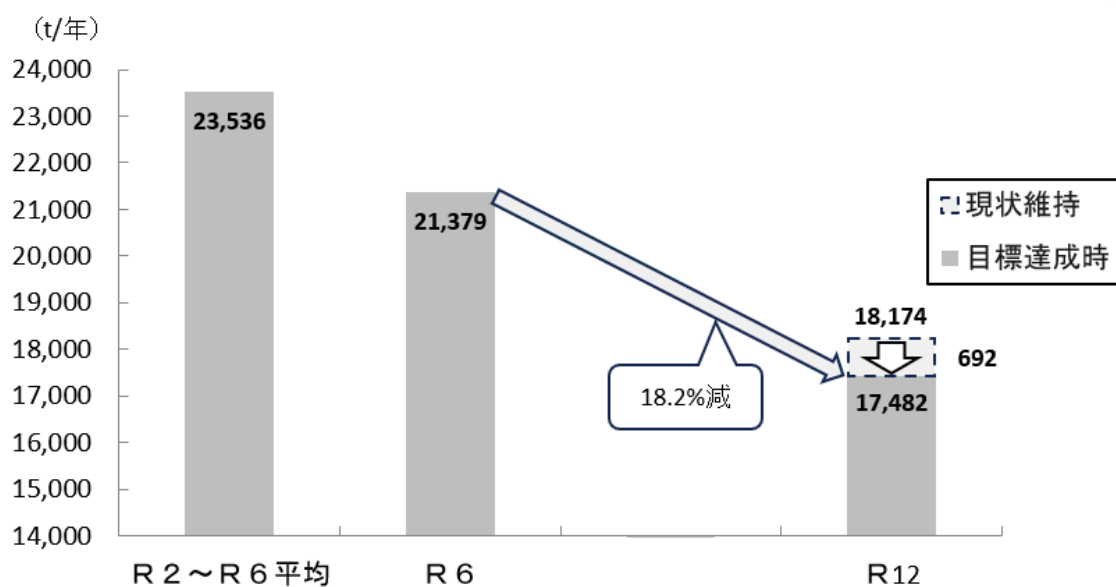


図3-2 ごみ総排出量の推移

② 資源化率

資源化率は、施策の現状を維持した場合の15.8%（令和12年度）に対し、目標達成時は18.5%となります。目標達成時は、ごみ排出量の減少や分別徹底により、現状推移より高くなります。

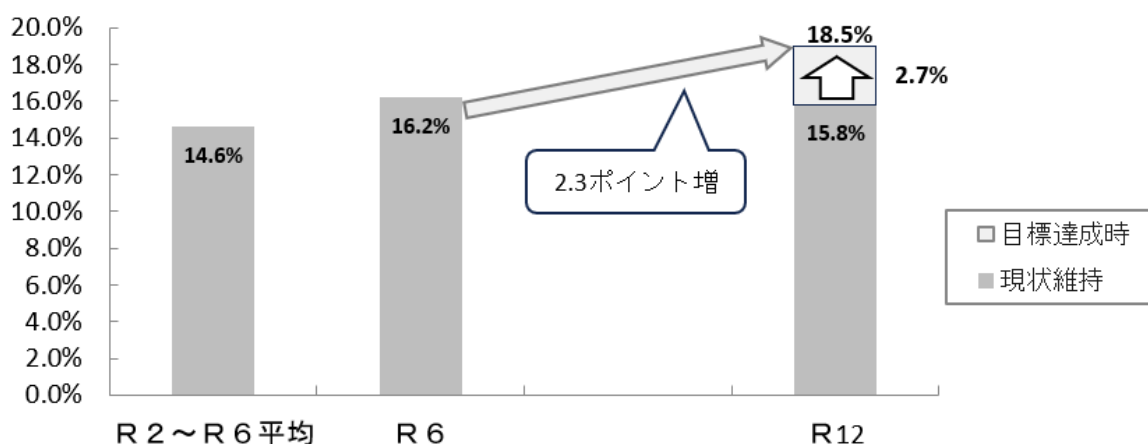


図3-3 資源化率の推移

③ 最終処分量

最終処分量は、施策の現状を維持した場合の2,287 t/年（令和12年度）に対し、目標達成時は2,185 t/年となります。目標達成時は、ごみ排出量の減少や焼却灰の有効利用等により、現状推移より少なくなります。

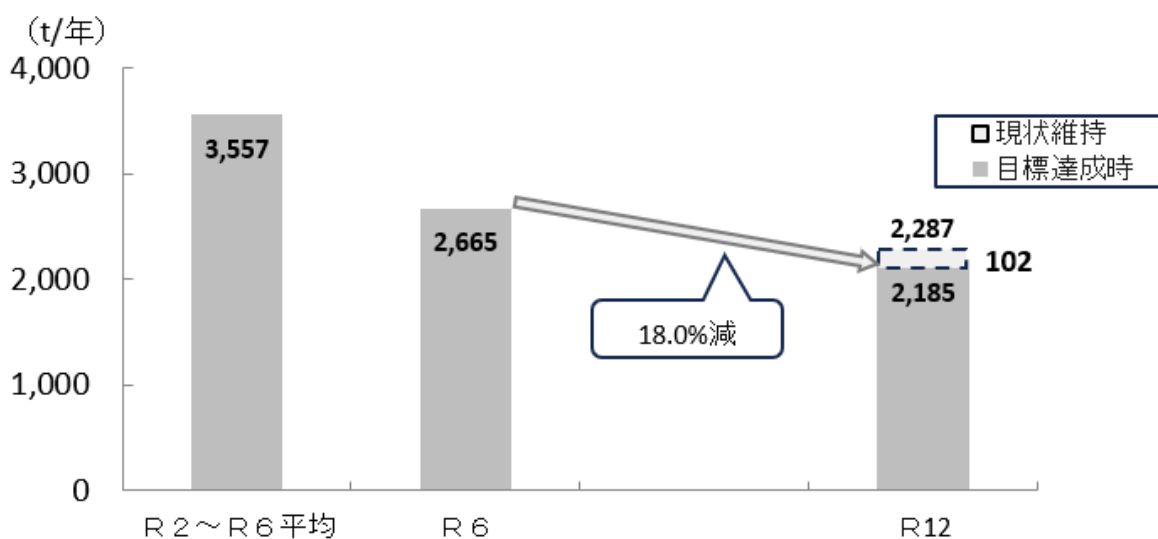


図3-4 最終処分量の推移

第4章 ごみ排出量及び処理量の見込み

第1節 ごみ排出量の見込み【現状の施策維持の場合】

ここでは、新たな施策等を行わない場合のごみ排出量を予測します。その結果、図4-1のとおりとなります。

1人1日当たりのごみ排出量は、ごみ削減に向けた行動が成果として現れつつあり、今後5年間においても減少傾向が続くと見込まれます。

ごみ総排出量についても、人口減少の影響もあり、減少傾向が続くと見込まれます。

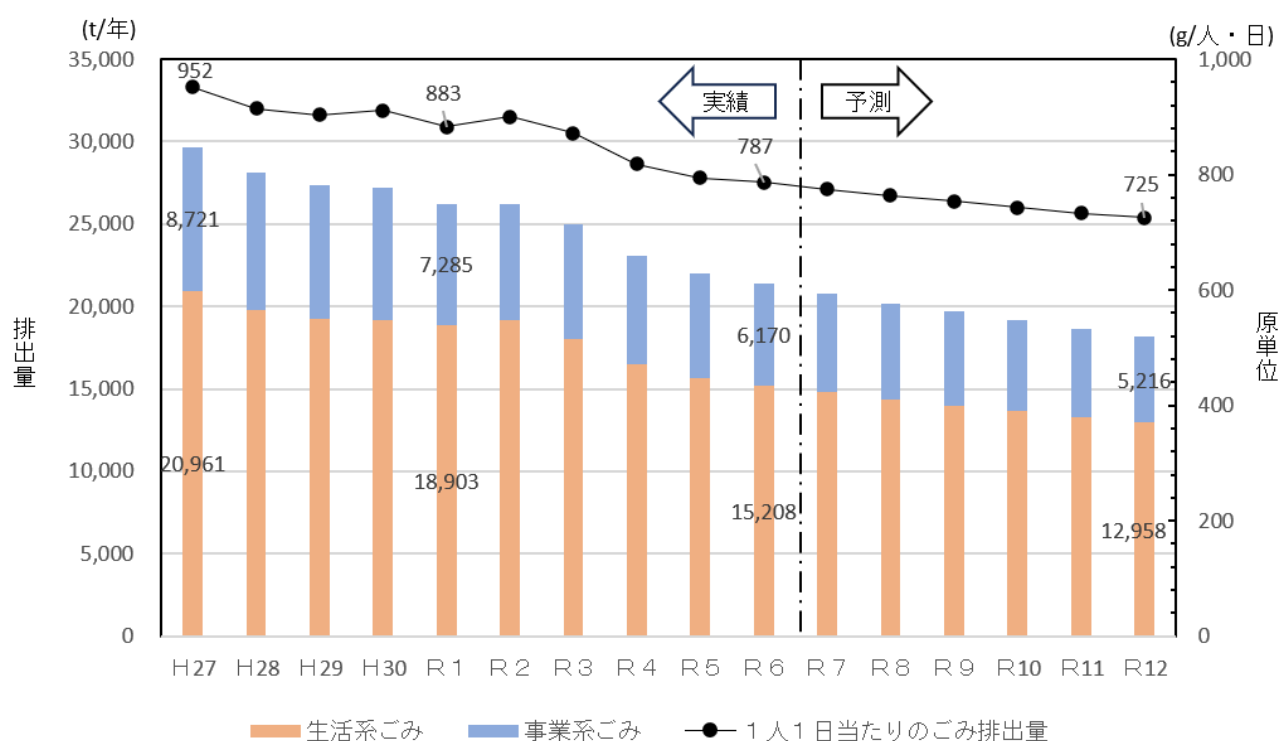


図4-1 ごみ排出量予測結果（現状の施策維持の場合）

第2節 ごみ処理量の見込み【目標達成した場合】

新たな施策等を展開した場合のごみ処理量は、図4-2のとおりとなります。

さらなる減量化の取組などにより、排出量（現状維持の場合）よりさらに減少します。1人1日当たりのごみ排出量でみると、令和12年度において、現状維持では現状（令和6年度）より62 g/人・日の削減ですが、目標達成時には現状より90 g/人・日の削減となります。

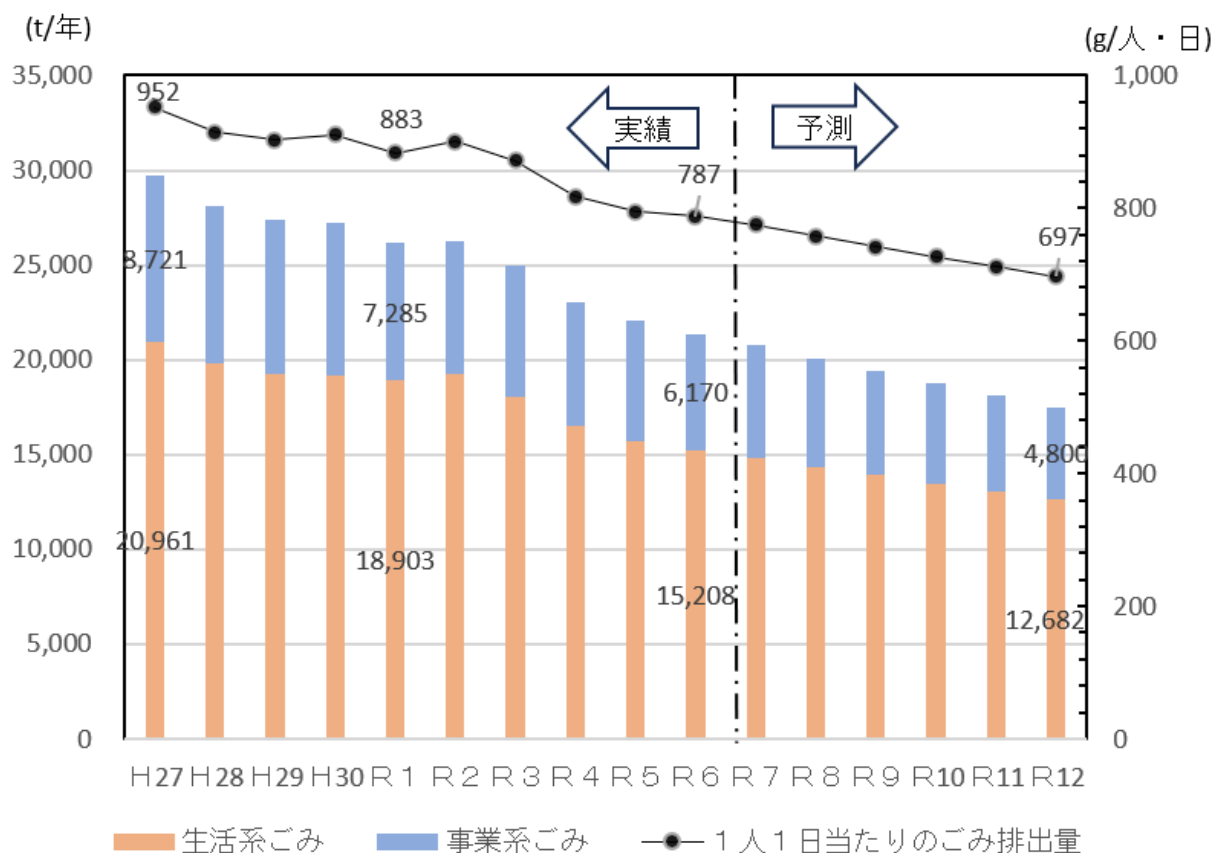


図4-2 ごみ排出量予測結果（目標達成時の場合）

第5章 目標達成に向けた具体的施策

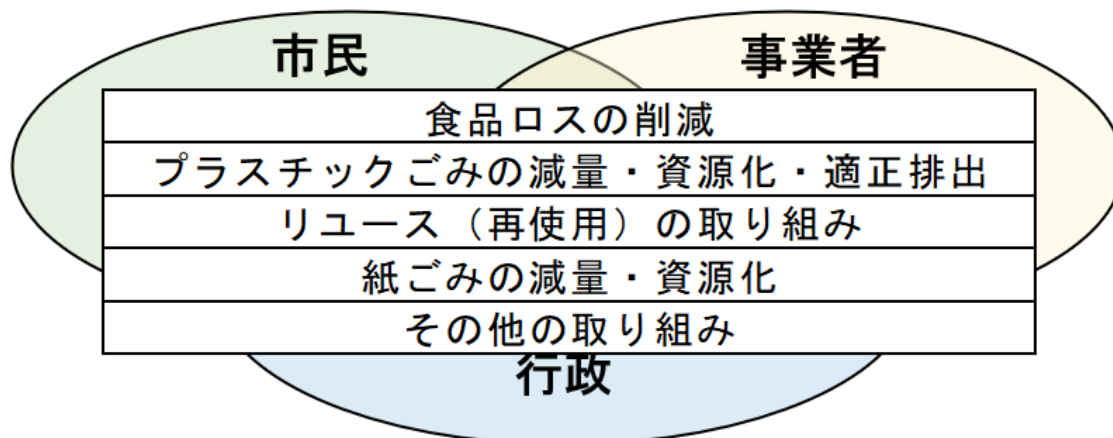
第1節 【基本方針1】 3 R（ごみの減量、再使用、資源化）の推進

これからの持続可能な地域づくりに向けては、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指し、ライフスタイルや事業活動を転換して、市民・事業者・行政が一体となって、さらなる3 Rに取り組む必要があります。



そのためには、今のライフスタイルを転換すること、つまり、生活習慣や行動、経済活動の転換や見直しを進めることが重要となります。もっとも、こうした転換や見直しは容易に進むものではありません。しかし、今の世代が最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることがないように、市民・事業者が状況を深く理解した上で、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと3 Rを推進する必要があります。

3 Rの推進に向けた市民や事業者の具体的な取り組みとしては、本市の可燃ごみの約17%を占める厨芥類（生ごみ）の減量、約45%を占める紙ごみの減量・資源化のほか、市民一人ひとりの減量行動の有無により排出量に大きな差が生じるプラスチックごみの減量・資源化が、本市において優先度の高い取り組みです。



第1項 食品ロスの削減

食品ロスとは、食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のことを指します。

市では、これまでからも生ごみ堆肥化容器や電気式生ごみ処理機の購入補助制度を導入するとともに、ごみ分別ルールブック等による啓発を通じて、食品ロスの削減や生ごみの水切り等の啓発を行ってきましたが、家庭系、事業系ともにまだまだ減量の余地があります。

食品ごみ・生ごみの減量は、市民一人ひとりのライフスタイルや事業活動の見直しにより実現できるものであるため、継続的かつ効果的な啓発に努めます。

市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】 ・3キリ（使い切り、食べ切り、水切り） ・生ごみの堆肥化	
【飲食店で外食する際の取り組み】 食べ切り ⇔ 小盛メニュー 持ち帰り ⇔ ドギーバッグ ・3010 運動（宴会等で最初の 30 分と最後の 10 分は食事の時間とする） 【食べ残しゼロ推進店舗】 利用 ⇔ 登録	
【小売店で買物をする際の取り組み】 食材の使い切り ⇔ 少量販売（ばら売り） 商品の手前取り ⇔ 売り切り、販売期限が近い商品の販促 消費・賞味期限の理解 ⇔ 表示見直し	
【保管や調理の工夫】 ・家での食材チェック ・食品ロス日記等の調査 ・冷蔵庫整理の促進 ・食材保存方法の工夫	【食品関連事業者】 ・フードシェアリング ^{※1} 活用の検討 ・フードバンク ^{※2} 活用の検討



行 政
・啓発（飲食店、小売店、地域、学校等） ・情報発信（メルिट等） ・事業者との連携強化（飲食店、スーパー等） ・学校給食を通じた食育や食品ロス削減に向けた啓発・取組 ・実態把握（袋調査による組成調査） ・推進体制の整備（連絡会議等の設置、情報共有）

※1：そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング

※2：食品生産者や卸売業、小売業者などがこれまでの廃棄処分していた食品（品質上問題ないもの）を、社会福祉施設や支援が必要な人達の食事に活用する事業

SDGsとの関係性

食品ロスは、SDGs目標12『つくる責任つかう責任』において、「世界全体の1人当たりの食品廃棄を半減」させることとしています。また、食品を廃棄することは、生産時に使用した水や飼料、輸送時のエネルギーも無駄にすることになります。さらには、食品を廃棄することで温室効果ガス発生につながるなど、さまざまな環境問題と関わりがあります。

市民・事業者（共通）の取り組み例

- ・ **3キリ（食材の使い切り、食べ切り、生ごみの水切り）**
食材を「使い切り」、食べ残しをしない「食べ切り」、ひとしぼりする「水切り」を励行する。
- ・ **生ごみの堆肥化**
廃棄するしかない野菜くずなどを堆肥化し、生ごみの減量を図る。
市民は、市が行う生ごみ処理機の購入補助制度を活用する。
- ・ **3010運動**
宴会時の最初の30分と最後の10分は自席で料理を楽しむ運動を推進する。



市民の取り組み例

- ・ **商品の手前取り**
商品棚の手前にある商品や値引き商品などの販売期限が短い商品を選ぶようにする。
- ・ **消費・賞味期限の理解**
賞味期限は美味しく食べられる期限であり、期限を過ぎても食べられるという賞味期限と消費期限の違いを理解し、ごみ減量行動につなげる。
- ・ **食品ロス日記等の調査**
家庭で廃棄する手付かずの食品や食べ残しを調査する。
- ・ **冷蔵庫整理の促進**
定期的に冷蔵庫を整理し、適切な保存を行い食材を使いきる。また、使う分だけ買う。
- ・ **食材保存方法の工夫**
肉や魚、野菜の保存方法を工夫し、食材を長持ちさせ、食材を使いきる。

事業者の取り組み例

〔小売店〕

- ・ **少量販売（ばら売り）**
多様なライフスタイルに対応した少量販売を推進する。
- ・ **売り切り、販売期限が近い商品の販促**
消費者が販売期限が近い商品を積極的に選べるような販売促進を行っていく。
- ・ **表示見直し**
賞味期限の年月日表示から年月表示への変更を検討する。

〔飲食店〕

- ・ **「食べ残しゼロ推進店舗」の登録**
飲食店や宿泊施設などでの「食べ残しゼロ推進店舗」への登録。

行政の取り組み例

- ・ **啓発・情報発信**
市民へは、3キリ運動や生ごみの堆肥化など食品ロス削減に向け具体的な取り組みができるよう啓発する。また、事業者へはごみ減量だけではなく、経済性や取り組みのメリットも情報発信するとともに、市民が事業者の取り組みを支援できるような仕組みづくりを行う。
- ・ **事業者との連携強化**
事業者に対する食品ロス削減へのインセンティブを活用した連携強化を行う（食べ残しゼロ推進店舗のPR、表彰制度の導入検討など、店舗の評価向上につながる仕組み）。
- ・ **学校給食を通じた食育や食品ロス削減に向けた取組**
子ども達が日々接する学校給食を通して、市環境部門が環境問題の観点から教育委員会と連携し、食育や、食品ロス削減に向けた啓発や取組を検討・実施する。
- ・ **実態把握**
ごみの排出状況を知るためにも、家庭ごみの袋調査等、細分別調査を継続実施する。

第2項 プラスチックごみの減量・資源化・適正排出

令和3年7月の手数料改定以降、不燃ごみをはじめごみ排出量は減少していますが、可燃ごみの中には依然として10.3%のプラスチック類が混入しているなど、まだ分別の余地があります。また、ペットボトルの水平リサイクルや月2回収集など、資源化や適正排出に向けた取組を進めてきましたが、製品プラスチックの回収や拠点回収の拡充の検討、簡易包装などについての協議の場の設置など、更なる取組が必要です。

プラスチックごみは資源化可能なものであっても、汚れのあるものや適切に分別されないものは最終的には埋立ごみとなります。また、不適正に排出されたり、自然界に流出したものは海洋プラスチックにもなります。海と共に歩み発展してきた本市としても使い捨てプラスチックの減量とプラスチックの海洋流出を防ぐ取り組みが不可欠です。このため、市民一人ひとりによるプラスチックごみの減量と分別の徹底、適正排出に向けた取り組みを進めます。

市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】 ・ワンウェイ容器やレジ袋の使用抑制、簡易包装 ・マイボトル・マイバッグの利用 ・詰め替え商品やプラスチックの少ない商品の選択 ・プラスチック容器包装類、ペットボトルの分別・資源化	
【小売店での簡易包装・レジ袋削減】 利用 ⇄ 対応 【小売店での店頭回収】 利用 ⇄ 設置	
・使わないライフスタイル ・レジャー時のごみの持ち帰り	・適正処理（産業廃棄物として処理）



行 政
・排出機会の拡充、拠点回収の拡大 ・製品プラスチックのリサイクル推進の検討 ・更なるリデュースの推進 ・簡易包装、レジ袋削減の取り組み推進のための協議の場の設置 ・リユース食器の利用機会の拡充と使い捨てプラスチックの使用削減の啓発 行政運営上の取り組みの推進

SDGsとの関係性

プラスチックごみについては、SDGs目標12『つくる責任つかう責任』で「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」としており、また、目標14『海の豊かさを守ろう』では、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」としています。

さらには、生産や輸送で使用する原材料やエネルギーの問題、廃棄する際に発生するCO2や有害物質、排水の問題、また、海洋流出に伴う海洋資源への影響とも関わりがあります。



市民・事業者（共通）の取り組み例

- ・ **ワンウェイ容器やレジ袋の使用抑制、簡易包装**
ワンウェイ容器よりも詰め替え商品、マイバッグによるレジ袋の使用抑制、簡易包装を推進する。
- ・ **マイボトル・マイバッグの利用**
オフィスや外出先で自分の水筒、タンブラー、カップ、湯飲みなどを持参し、ペットボトル飲料の購入を抑える。マイバッグを使用して、レジ袋の使用を抑制する。
- ・ **詰め替え商品やプラスチックの少ない商品の選択**
ワンウェイ商品よりも詰め替え商品、プラスチックの少ない商品を選択する。
- ・ **プラスチック容器包装類、ペットボトルの分別・資源化**
プラスチック容器包装類やペットボトルは資源化されるよう、適正に排出する。

市民の取り組み例

- ・ **簡易包装・レジ袋削減**
簡易包装を積極的に利用。また、レジ袋使用を抑える。
- ・ **使わないライフスタイル**
環境に配慮し、プラスチック容器包装類を使わない（購入しない）ライフスタイルを心がける。
- ・ **レジャー時のごみの持ち帰り**
海・川などレジャーごみの持ち帰りに努める。



事業者の取り組み例

- ・ **簡易包装・レジ袋削減の対応**
簡易包装やレジ袋削減のさらなる推進。
- ・ **店頭回収**
小売店におけるプラスチックごみの回収を推進し、排出機会を拡充する。
- ・ **適正処理（産業廃棄物として処理）**
事業系ごみの適正処理に向け、プラスチック包装類を分別し、産業廃棄物として処理する。また、プラスチックの処理に際しては、資源化可能な処理方法を選択するよう努める。

行政の取り組み例

- ・ **排出機会の拡充、拠点回収の拡大**
事業者との「地域協定」等を通じ、ペットボトルやプラスチック容器の店頭回収をはじめとした拠点回収の拡大など、排出機会の拡充を図る。
- ・ **製品プラスチックのリサイクル推進に向けた検討**
「プラスチック資源循環促進法」に基づく製品プラスチック回収について検討する。
- ・ **更なるリデュースの推進**
マイバッグ・マイボトルの更なる普及など、リデュースの推進に向けた施策を検討する。
- ・ **簡易包装、レジ袋削減の取り組み推進のための協議の場の設置**
市民・事業者・行政の3者によるコミュニケーションを深め、簡易包装や店頭回収、レジ袋削減など、ごみ減量・資源化につながる更なる取り組みについて検討する。

第3項 リユース（再使用）の取り組み

リユースは、「もの」を長く・何度も使用することにより使用期間を延ばし、ごみを削減するだけでなく、資源消費量の削減や、製造・輸送の際のエネルギー消費量を削減するなど、リデュースと並び循環型社会形成に向けた重要な取り組みと位置付けられています。

リユースも循環型社会形成に向けた重要な取り組みの一つであり、人と人との繋がり、コミュニティ形成の効果も期待されるものであるため、引き続き効果的な啓発に努めます。

市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】	
・ 繰り返し使う、修理して使う ・ 必要とする人に使ってもらう (フリーマーケット、バザー、インターネットでのフリーマーケットサービスの利用など) ・ 退蔵品（不要になっても捨てずに保管しているもの）の有効活用	
【小売店での修理対応】	
ものを修理して使う ⇔ 修理対応	



行 政
・ 情報収集、提供 ・ 子ども服や再生家具の提供、絵本のリユース会やおもちゃ交換会などのリユース事業、イベントの活性化・充実 ・ フリーマーケット等のリユース活動や、リペア情報（修理対応店舗等）の発信 ・ リユース食器のイベント等における利用、啓発 ・ 民間リユース企業との連携 ・ 地域内リユースの促進

SDGsとの関係性

SDGs 目標12『つくる責任つかう責任』では「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」としています。

リユース（再使用）により「もの」の寿命を延ばすことは、「もの」の製造で使用するエネルギー消費や廃棄・処分に伴うCO2等の環境負荷を減らすことにもつながります。

市民・事業者（共通）の取り組み例

- ・繰り返し使う、修理して使う

ものを長く使用するため、繰り返し・修理して使用し、「ごみを出さない工夫」や「もったいない意識」に努める。

- ・必要とする人に使ってもらう

フリーマーケットやリサイクルショップ、フリマアプリ等を活用し、リユース（再使用）に取り組む。

- ・退蔵品（不要になっても捨てずに保管しているもの）の有効活用

不要になっても捨てずに保管している「退蔵品」は、長く保管されることにより「もの」としての価値は低下するため、価値が下がるまでにリユース品として有効活用を図る。

市民の取り組み例

- ・ものを修理して使う

ものを修理したり、リメイクして使用するというライフスタイルに努める。

事業者の取り組み例

- ・修理対応

ものの修理やリメイク対応の充実に努める。

行政の取り組み例

- ・リユース事業、イベントの活性化・充実

市が実施する衣類のリユース拠点回収、リサイクルプラザにおける子供服や再生家具の提供、「ゆずります・もらいますコーナー」の活性化・充実に努めるとともに、まいづる環境市民会議が実施する絵本のリユース会やおもちゃ交換会等のリユース事業について必要な支援や連携を行い、リユース事業やイベントの活性化・充実に努める。

- ・フリーマーケット等のリユース活動や、リペア情報（修理対応店舗等）の発信

フリーマーケットやリペアサービスなどの情報を収集し、市のホームページ等を活用して発信する。

- ・リユース食器のイベント等における利用・啓発

イベント等においてリユース食器を使用し、発生するごみの減量に加え、来場者へや関係者への啓発を図る。

- ・民間リユース企業との連携

フリマアプリ等、既存プラットフォームを市民が活用しやすい環境づくりや情報発信を行う

- ・地域内リユースの促進

関係各者と連携し、成長により使用期間が短い子供服や制服等の交換や提供の機会を創出するなど、日常におけるリユースの機会を拡充する。

第4項 紙ごみの減量・資源化

可燃ごみの中には、リサイクルできる紙類が約20%含まれており、紙ごみの資源化の余地は大きい状況にあります。このため、さらなる紙ごみの減量・資源化に向け、分別の徹底に関する情報提供とともに、回収拠点の拡充など排出利便性の向上に努めます。

また、事業系紙ごみのさらなる分別・資源化に向けた取り組みを進める必要があります。

市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】 ・ペーパーレスの推進 ・資源化できる紙の分別、雑紙（その他の紙）の分別徹底	
・集団回収の活用	・シュレッダー古紙や機密文書等の資源化 ・小売店での拠点回収の拡充



行 政
・集団回収の活性化 ・情報収集、提供（資源化ルートの確保、古紙等取扱業者との連携） ・排出機会の拡充 ・事業系紙ごみの可燃ごみ処理施設への搬入抑制策 ・会議等のペーパーレス化、デジタル化など市主催会議での取り組み推進

SDGsとの関係性

SDGs 目標12『つくる責任つかう責任』で「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」としています。

紙ごみの減量・資源化は、目標15『陸の豊かさを守ろう』の陸域生態系の保全、森林の持続可能な経営とも関わりが深く、さらには、エネルギーやCO2の削減等にも関係する取り組みでもあります。

市民・事業者（共通）の取り組み例

・ペーパーレスの推進

紙ごみの発生抑制の観点から、紙の分別・リサイクル以上に紙を使わないこと（ペーパーレス）を推進する。

・資源化できる紙の分別、雑紙（その他の紙）の分別徹底

資源化できる紙や、リサイクル可能な雑紙の分別を徹底する。



市民の取り組み例

・集団回収の活用

集団回収活動を通じて、地域住民の排出機会の確保とリサイクルの取り組みを推進し、コミュニティの活性化につなげる。

事業者の取り組み例

・シュレッダー古紙や機密文書等の資源化

秘匿性の高い文書や個人情報が記載された紙をリサイクルできるルートの確保を図る。

・小売店での拠点回収の拡充

小売店における古紙回収拠点の設置により、排出機会の拡充を図る。

行政の取り組み例

・集団回収の活性化

決まった場所、決まった日時での拠点型集団回収など、既存の集団回収活動の活性化を図ることにより、市民の排出機会を確保し、リサイクルをさらに推進する。

・情報収集、提供（資源化ルートの確保、古紙等取扱業者との連携）

古紙回収業者や再生紙メーカーと連携し、紙の溶解処理やシュレッダーダストのリサイクルなどの資源化ルートに関する情報を提供する。

・排出機会の拡充

小売店での店頭回収の拡充や拠点型の集団回収（古紙等）の活性化を図るとともに、公共施設での拠点回収を実施する。

・事業系紙ごみの可燃ごみ処理施設への搬入抑制策

事業者に対する可燃ごみ処理施設へのごみ搬入時の分別指導を実施する。また、秘匿性の高い文書や個人情報が記載された紙をリサイクルできる資源化ルートに関する情報提供を行う。

・会議等のペーパーレス化、デジタル化など市主催会議での取り組み推進

各種会議の運営において可能な範囲でペーパーレス化、デジタル化を加速し、効率性の高い業務運営に努める。

第5項 その他の取り組み

環境負荷の少ない行動の啓発や、事業系ごみの減量・適正排出への対応に努めます。

市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】 ・環境負荷の少ない行動、ライフスタイル、事業活動の推進 ・環境負荷の少ない商品の購入	
・使用済小型家電の分別 ・集団回収やリユース活動への参画 ・リチウムイオン電池（使用製品等）の適正な分別・排出	・事業系ごみの適正処理の徹底、減量への取り組み ・マイリサイクル店への参画など、3Rを意識した事業活動の推進



行 政
・事業系ごみ量の実態把握 ・事業者責任の明確化 ・多量排出事業者による減量計画、市への報告の義務化 ・事業系ごみを生活ごみとして（または装って）地域のごみ集積所に排出する不適正排出への対応 ・使用済小型家電回収ボックスの設置 ・古紙等資源回収活動（集団回収）への報奨金の交付 ・行政運営における環境負荷の少ない製品の積極的な調達 ・リチウムイオン電池（使用製品等）の分別啓発の強化

SDGsとの関係性

SDGs目標12『つくる責任とつかう責任』では「2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする」とあり、本項目と大きな関りがあります。

こうした一連の3Rの取り組みは、目標8『働きがいも経済成長』での「世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善」することや、目標9『産業と技術革新の基盤をつくろう』での「資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善」にもつながります。

市民・事業者（共通）の取り組み例

- ・環境負荷の少ない行動、ライフスタイル、事業活動の推進
ごみの排出抑制、資源化に向けた行動を実施し、環境に配慮したライフスタイル、事業活動を実行する。
- ・環境負荷の少ない商品の購入
再生素材や地産地消など、環境負荷の少ない商品の購入に努める。

市民の取り組み例

- ・使用済小型家電の分別
排出秩序を維持し、使用済小型家電の分別を推進する。
- ・集団回収やリユース活動への参画
自主的な活動である集団回収やリユース活動へ参画する。
- ・リチウムイオン電池（使用製品等）の適正な分別・排出
収集・中間処理時の発火事故を未然に防ぐため、適正な分別・排出に努める。

事業者の取り組み例

- ・事業系ごみの適正処理の徹底、減量への取り組み
事業系ごみの適正処理に向け、ごみの減量・資源化を図り、適正排出に努める。
- ・マイリサイクル店への参画など、3Rを意識した事業活動の推進
簡易包装の推進、店頭での牛乳パック・トレー等の回収などによるごみの減量やリサイクルに取り組む。また、マイリサイクル店に登録する。

行政の取り組み例

- ・事業系ごみ量の実態把握
事業系ごみは、事業所の規模や業種により様々なごみが排出され、事業所ごとに取り組むべき内容が異なるため、展開検査等を実施し、事業系ごみの実態を把握する。
収集業者に事業系ごみ量の把握と排出事業者に関する資料提出を要請する。
- ・事業者責任の明確化
事業者向けに「正しいごみの分け方、出し方」に関するパンフレットを作成し、ごみ排出・処理責任の明確化を図る。
- ・多量排出事業者による減量計画、市への報告の義務化
多量排出事業者による減量計画策定・報告制度の導入を検討する。
- ・事業系ごみを生活ごみとして（または装って）地域のごみ集積所に排出する不適正排出への対応
事業系ごみが、生活系ごみとして地域のごみステーションに排出されている対策として、展開検査や取り残しなどを実施する。
- ・古紙等資源回収活動（集団回収）への報奨金の交付
市民の自主的な取り組みである集団回収に、より多く参画・協力いただけるよう報奨金の交付を継続する。
- ・行政運営における環境負荷の少ない製品の積極的な調達
庁内で使用する備品に関して、環境負荷低減に資する製品及びサービス等の優先的購入（グリーン購入）に努める。
- ・リチウムイオン電池（使用製品等）の分別啓発の強化
収集・中間処理時の発火事故を未然に防ぐため、分別に関する情報提供を強化する。

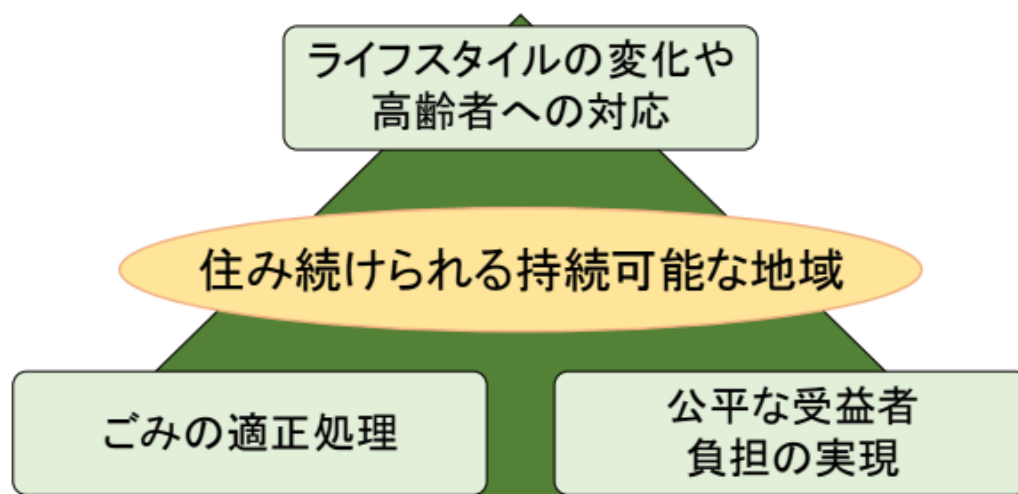
第2節 【基本方針2】住み続けられる持続可能な地域

高齢化や人口減少が進み、市民のライフスタイルも多様化し、地域の状況は年々変化しています。

また、食品ロスの問題やプラスチックの削減・資源化、海洋プラスチック問題などにおいては、国際協調の下で新たな取り組みが進められており、私達に身近な地域社会においてもさらなる取り組みが求められています。

持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制であり、これからの持続可能な地域づくりに向けては、さらなる3Rを進め、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指す必要があります。

こうした中、住み続けることができる持続可能な地域に向けて、3Rの取り組みやごみの適切な排出、環境美化活動に市民が取り組むことができる仕組みづくりを行っていきます。



第1項 ライフスタイルの変化や高齢化への対応

(1) 高齢者等へのごみ排出支援

① 高齢者等ごみ出し支援戸別収集

自らごみ出しができない高齢者等で、ホームヘルプサービスを利用しているなどの一定の要件を満たした人を対象に、民間事業者を活用し一部自己負担による戸別収集を実施します。実施にあたっては、家族力・地域力の低下を招かないよう留意します。



② 在宅医療等廃棄物の排出支援

在宅医療で発生する点滴・透析バッグ等のごみについて、令和3年7月からはごみを排出しやすいよう分別ルールを見直し、可燃ごみとして排出することとしています。

③ 紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点の拡充

おむつを使用する人のごみ排出を支援するため、紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点拡充など利便性向上に努めます。

(2) 排出機会の確保

① ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集

ペットボトル・プラスチック容器包装類について、不燃ごみ集積所で月2回収集を実施します。また、既存の可燃ごみ集積所での排出や、さらなる収集回数の拡充については、他市の状況を調査するなど、本市での導入について検討します。

② 拠点回収

○公共施設での拠点回収

古紙と小型家電は、回収拠点での排出秩序の維持が課題となっていますが、排出利便を損なうことがないよう、可能な形での存続を検討します。

また、ペットボトル・プラスチック容器包装類の拠点回収については、指定ごみ袋制による有料化に伴い排出秩序の維持が課題となるため廃止しましたが、排出利便に資する新たな手法について検討します。

○小売店への店頭回収実施の働きかけ

小売店等に対して、簡易包装の推進や自主的な回収をさらに充実するよう働きかけを行います。

③ 排出機会の確保に向けた取り組み

集団回収活動団体や拠点型の集団回収、古紙等取扱業者、店頭回収に関する情報を発信するほか、将来的なごみ排出機会の拡充（ステーション数、収集回数等）について検討します。

(3) ごみ排出に係る地域負担の軽減

① 立ち番の任意化実施

令和3年7月の不燃ごみ有料化後、排出ルールが一定定着してきたことを受け、不燃ごみ収集における立ち番の任意化を実施します。

② 集積所の管理ルールの整備

立ち番の任意化に合わせて、集積所の管理ルールを整備し周知を行います。

③ 学習機会の提供

行政による出前講座や説明会など、地域と行政がそれぞれの課題を共有する機会を設けます。

(4) デジタル技術の活用

スマホアプリなどデジタル技術の活用により、ごみの適正な分別による排出や、ボランティア清掃などのごみ回収等の効率化を推進します。

SDGsとの関係性

SDGs目標12『つくる責任とつかう責任』では「2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする」とあり、本項目と大きな関りがあります。

第2項 ごみの適正処理

(1) ごみ処理体制の維持

① ごみ処理施設の整備、維持管理

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺の生活環境や事業活動に支障が生じることがないように、適切な維持管理を行います。

【清掃事務所】

施設設備の残供用年数を見据えた整備計画を検討し、適切な中間処理体制の維持・構築を図っていきます。

焼却灰（飛灰）のリサイクル体制の構築を図るとともに、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討します。

【リサイクルプラザ】

長寿命化工事の実施を進めるとともに、整備後には、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討します。

【最終処分場】

残供用年数を見据えた最終処分体制の維持・構築について検討します。

② ごみ処理体制の確保

平時の一般廃棄物の収集・中間処理・最終処分、各種減量施策等の実施体制及び災害時の円滑なごみ処理体制を確保します。

また、「京都府ごみ処理広域化プラン」を踏まえ、ごみ処理広域化の検討など近隣市町との連携を強化します。

(2) 環境美化、環境負荷の低減

① 海洋プラスチックへの対応

風や大雨等による非意図的なプラスチックごみの流出防止に向けた啓発を行うとともに、海洋関連機関・団体等と連携し、発生抑制に向けた協議を行い、環境美化活動の拡充や海洋プラスチック流出防止対策など新たな取り組みについて検討します。

また、教育機関や地域団体と連携した海洋プラスチック対策や環境啓発を推進します。

海洋プラスチックの回収・処理については、本市のごみ処理体制への影響が大きく、また、多額の費用を要することから、国等の施策を積極的に活用します。

② プラスチック削減に向けた新たな取り組み

更なる再資源化施策として「プラスチック資源循環促進法」に基づく製品プラスチックの資源化実施について検討します。

③ 環境美化の推進

○ボランティア清掃活動支援

既存の環境美化団体や自治会、個人のボランティア清掃活動を支援するとともに、レジャーごみの持ち帰りを啓発します。

また、海洋プラスチック問題により、あらためてボランティア清掃活動の重要性が認識される中、ボランティア清掃活動のさらなる活性化について検討します。

○不法投棄防止のための取り組み

不法投棄監視パトロールの実施や啓発看板等の提供など、不法投棄防止に向けた取り組みを継続します。また、京都府、警察等の関係機関との連携を図っていきます。

④ 地球温暖化対策への配慮

3 Rの推進やごみ処理の効率化等を通じて、温室効果ガスの排出抑制に努めていきます。

⑤ ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減

ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減を図っていきます。また、3 Rを推進し中間処理施設の負担軽減と最終処分場の延命を図っていきます。

SDGsとの関係性

ごみの適正処理は、目標12『つくる責任つかう責任』の中で「化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壌への放出を減らす」とあり、本項目と関わりがあります。

また、ごみ処理施設の整備や維持管理は、目標11『住み続けられるまちづくりを』と関わりがあり、環境美化活動は目標14『海の豊かさを守ろう』、目標15『陸の豊かさを守ろう』とも関わりがあります。

第3項 公平な受益者負担の実現

(1) ごみ処理手数料の見直し

ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の受付手数料徴収は、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であることから、令和3年7月から実施しています。

(2) 不適正排出への対応

① 事業系ごみの適正処理、減量・資源化の推進

事業系ごみについては、事業所の規模や業種により様々なごみが排出され、事業所ごとに取り組むべき内容が異なります。このため、啓発にあたっては、行政データや資料を活用し、効率的な方法を検討します。

○事業系ごみの適正排出

- ・分別・排出ルールを周知するためのパンフレット等の啓発資材の作成
- ・生活系ごみとして事業系ごみを地域のごみステーションに排出しないよう対応を強化

○事業系ごみの減量・資源化

- ・事業系ごみ量の実態把握
- ・多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付け
- ・焼却処理施設への紙ごみの搬入抑制や紙の資源化ルートの確保

② 不適正なごみ搬入への対応

越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入などを防止するため、他市の事例を参考にしながら、施設搬入受付時の確認、搬入物検査や展開検査の実施、直接搬入に対する搬入許可証、搬入予約制の導入検討など、受付時の体制や指導の強化に取り組んでいきます。

【可燃ごみ搬入物の展開検査】

清掃事務所に搬入される事業系ごみの展開検査を行い、不適切なものが認められた場合は指導していきます。なお、古紙類のように資源化可能なものについては、資源として扱うよう指導していきます。

(3) 最終処分場の供用年数延命

最終処分場の延命に向け、3Rの更なる推進を図ります。

SDGsとの関係性

公平な受益者負担は、SDGs目標12『つくる責任とつかう責任』では「2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする」とあり、本項目と大きな関りがあります。

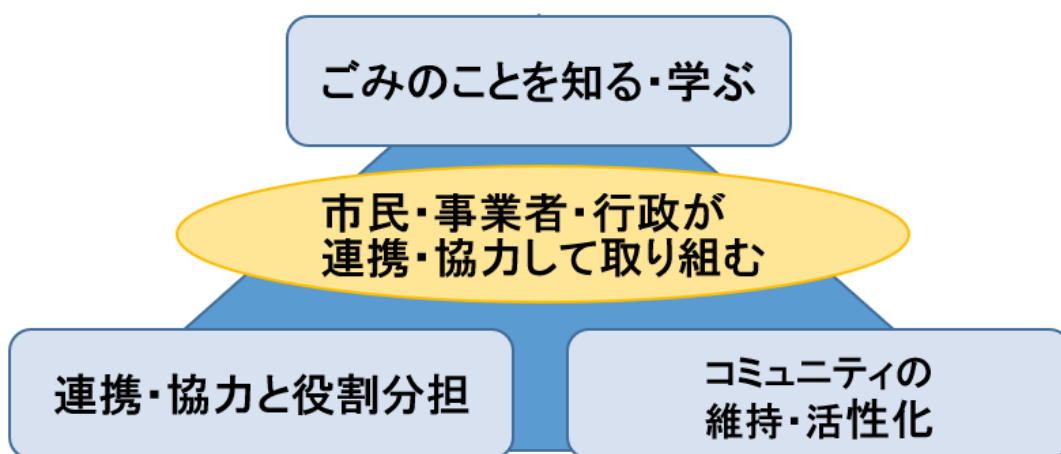
第3節 【基本方針3】 市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む

「ごみ」や「環境」に関する問題は、世代や多様な背景を持つ人々、あるいは地域コミュニティに対する多様な考え方を持つ人々も含め、すべての人に共通する問題です。ごみ問題について知り、学ぶ機会が、市民の皆さまの3R（ごみの減量、再使用、資源化）への具体的な行動へと繋がっていきます。また、3Rの取り組みは、市民だけではなく、事業者や行政が、それぞれの役割をしっかりと果たし、志を同じくして連携・協力して進める必要があります。



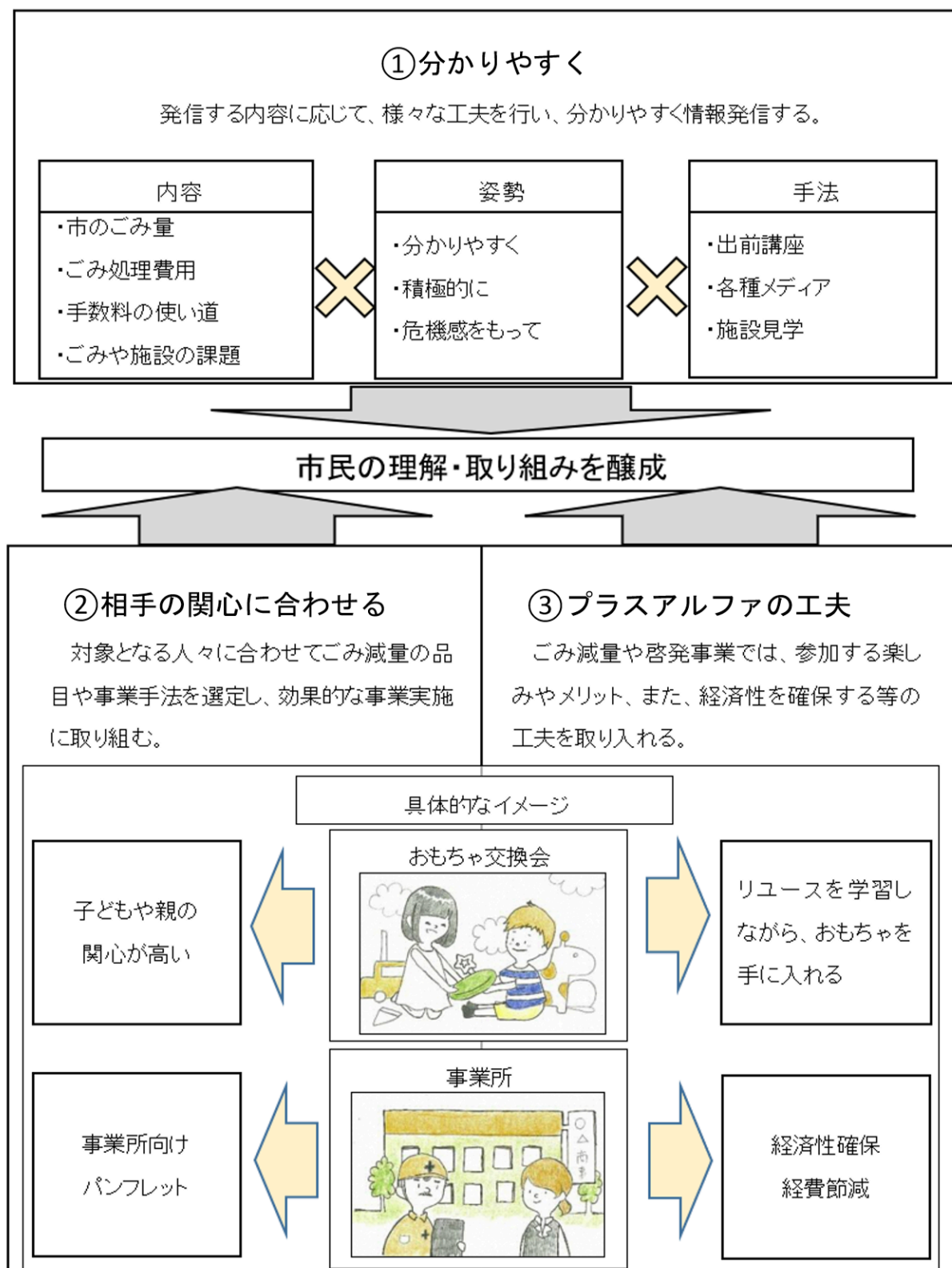
連携・協力において、コミュニティは重要な役割を果たすことになります。しかし、人口減少・高齢化が進む中で活動継続が難しくなっている地域もあり、その維持・活性化方策の検討が不可欠となります。

こうした地域の課題にも目を向けながら、多様な主体が改めてごみに関する課題を共有し、パートナーシップのもとで3Rの推進に一体となって取り組んでいきます。



第1項 ごみのことを知る・学ぶ

市民がごみのことを知ったり、学んだりする機会を提供するとともに、様々な工夫をして情報発信、啓発事業を行っていきます。



(1) 分かりやすく

将来のごみ処理施設の整備費用や環境負荷の低減に向けて、現在の世代が何ができるのか長期的視点で考える必要があります。そのためには、出前講座や施設見学の機会を設けることや、施設整備や維持管理費用を市民に分かりやすく見えるようにするなど、市民の理解を醸成する情報発信が重要となります。

また、市民が適正なごみ分別・排出に取り組むことができるよう、ごみ分別ルールブックのほか、品目ごとの分別一覧の作成や市ホームページ、公式SNS等やごみアプリなどのデジタル媒体を積極的に活用し、ごみに関する情報にアクセスしやすい環境づくりに努めます。

また、学校が地域等とのつながりにより取り組む環境学習の推進やその情報発信を行うとともに、ごみ処理の実態を「見える化」し、実感を伴う啓発に取り組みます。

(2) 相手の関心に合わせる

○子どもや親の関心が高い

「絵本リユース会」や「おもちゃ交換会」のように、啓発の対象となる人を絞り込み、その人の関心に合わせてリユースの対象となる「もの」を選定することで、効果的な事業実施が期待できます。

○事業所向けパンフレット

新規開業者がごみの正しい出し方を知らない、既存事業者がごみの排出方法を正しく理解していないこともあります。こうした点を踏まえて、事業者向けに「正しいごみの分け方、出し方」に関するパンフレットを作成し、事業系ごみの適正排出に向けて啓発を図っていきます。

(3) プラスアルファの工夫

○リユースを学習しながら、おもちゃを手に入れる

「おもちゃ交換会」では、おもちゃを交換するためのポイントを得るために環境学習などのゲームをする必要があります。イベントとしては教育の要素を含みつつ、子どもたちにとってはおもちゃが手に入るという魅力があります。

さらには、リユースの取り組みは、人と人との間に「もの」が介在することで、新たな人と人との繋がりが生まれ、コミュニティが形成されるといった効果もあります。

○経済性確保・経費節減

客単価を下げることなく小盛メニューを提供している飲食店の事例や、タイムサービスなどの販促により廃棄量を減らしている小売店の事例など、ごみ減量やリサイクルが経済性に繋がる事例を紹介し、事業者の取り組みを推進します。

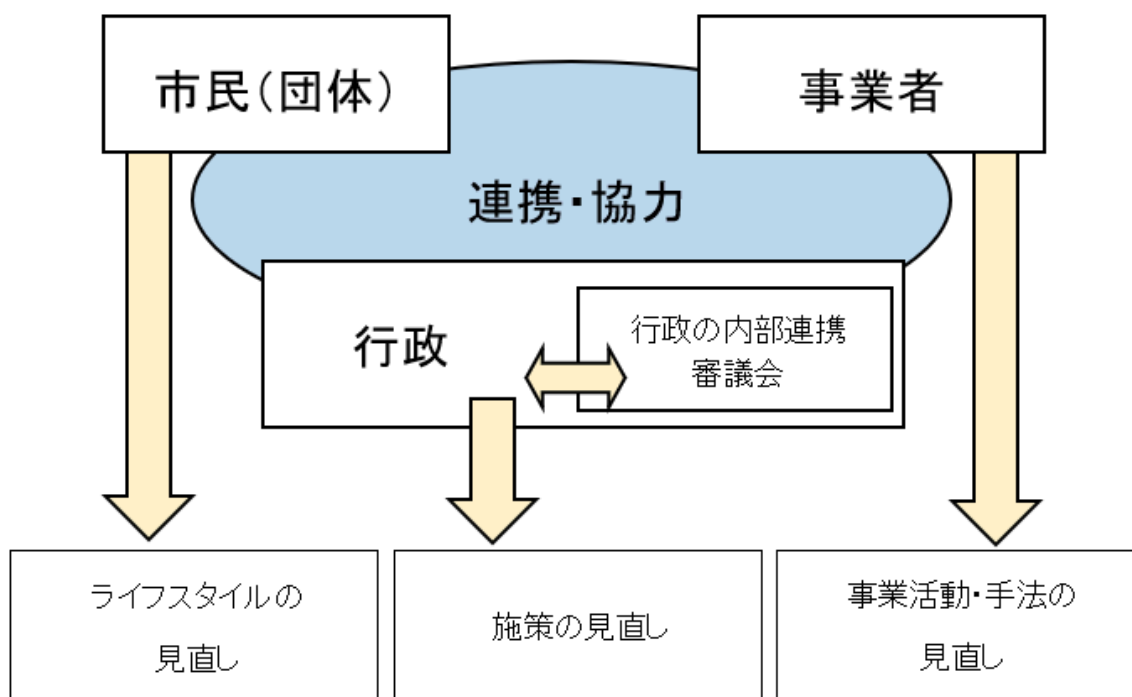
SDGsとの関係性

目標4「質の高い教育をみんなに」の中では、「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」とあり、ごみのことを知り、学ぶことはSDGsの取り組みとなります。

また、こうした学習を通じて目標12『つくる責任つかう責任』にある「持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ」ことにもつながっていきます。

第2項 連携・協力と役割分担

市民（団体）、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協力を推進します。



連携・協力のイメージ

○簡易包装や店頭回収の推進に向けた市民・事業者・行政の協議の場の設置

市民・事業者・行政の3者によるコミュニケーションを深め、簡易包装や店頭回収、レジ袋削減など、ごみ減量・資源化につながるさらなる取り組みについて検討するなど、パートナーシップを実感できる連携体制を構築します。

○環境に配慮した事業所を利用しようとする市民の気運醸成

環境に配慮した商品購入やサービス利用を促す様な啓発や、環境配慮型店舗の認証・表彰制度の創設について検討するなど、インセンティブにより環境に配慮した事業活動を促進します。

○古紙等取扱業者や再生メーカーとの連携、資源化ルートの情報提供

古紙回収業者や再生紙メーカーと連携し、紙の溶解処理やシュレッターダストのリサイクルなど資源化ルートに関する情報を提供し、紙の資源化の充実・確保を図ります。

○販売者及び生産者自らのごみの資源化に係る協力要請

販売者や生産者が資源ごみを回収する仕組みを整備し、その取り組みの活性化を図ります。

○舞鶴市廃棄物減量等推進審議会との連携（市の事業の進捗状況の報告や協議など）

施策等の進捗や検討状況を報告するとともに、必要に応じて協議を行うなど、審議会との連携を密にし事業進捗や改善を図ります。

SDGsとの関係性

本項目は、SDGs目標17『パートナーシップで目標を達成しよう』の中で「効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する」とあり、本項目と関わりがあります。

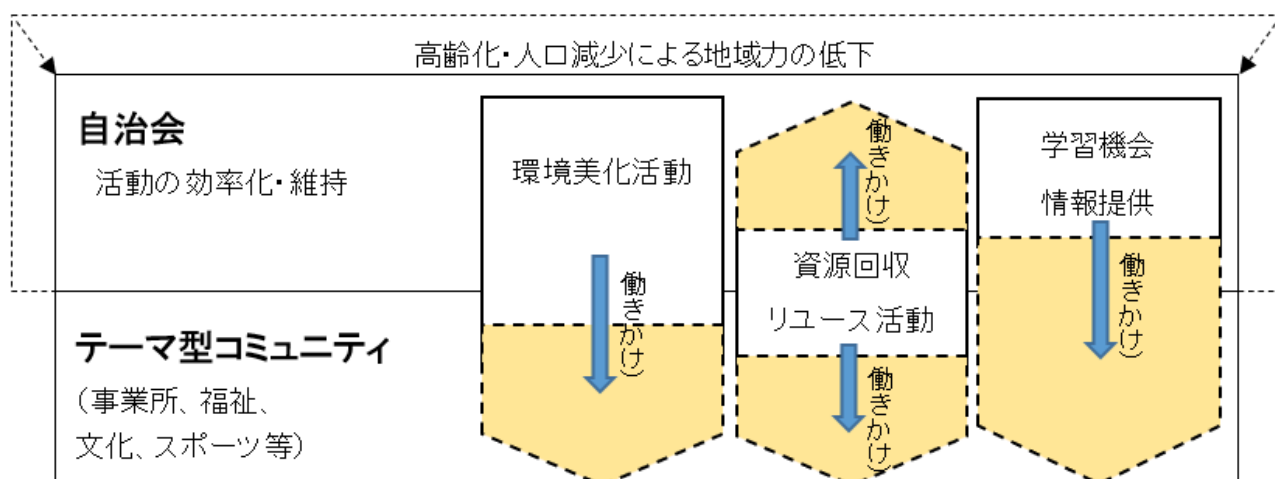
第3項 コミュニティの維持・活性化

自治会等の地域コミュニティは、ごみ分別の学習機会の確保や高齢者等への支援など、本市のごみ処理施策の推進や地域づくりにおいて大きな役割を果たしています。

パートナーシップによる取り組みを進める上では、情報や学習機会の提供に加え、連携・協力の対象となる地域コミュニティを維持、活性化する必要があります。

また、こうした、地縁型コミュニティだけではなく、職域や福祉団体などのテーマ型コミュニティに対しても参画の働きかけを行います。

リユース活動や集団回収、環境美化活動など、「ごみ」や「環境」をテーマに、新たなコミュニティ活動を形成する仕掛けや仕組みについても検討する必要があります。



維持・活性化のイメージ

【自治会】

○不燃ごみ収集日の立ち番の任意化、集積所の管理ルールを整備

不燃ごみ収集日の立ち番の配置は、地域の事情に応じて自治会の任意によるものとします。

また、地域の実情に応じた集積所の管理ができるよう、集積所の管理ルールを整備・提供します。

○自治会運営の効率化の手法や取り組み、工夫等を共有し、情報交換できる仕組みづくり

自治会と行政が交流し、課題や各地域の工夫や効率化に関する情報を共有し、地域の負担軽減を図ります。

【事業所や各種団体（テーマ型コミュニティ）】

○資源回収活動やリユース活動への参加や利用を促す情報発信

自主的な活動である資源回収活動やリユース活動への参加や利用を促す情報発信を行います。

○環境美化活動の参加呼びかけ

地縁を中心とする自治会の担い手が減少する中で、環境美化活動等について、環境美化等の主たる目的以外の要素や魅力を含む仕組みや機会を作ること、ごみ（廃棄物分野）に関わらず重要な取り組みとなっています。

多様な市民が環境美化活動に取り組むことができる仕組みづくりを検討し、参加への呼びかけを行っていきます。

○**学習機会の呼びかけ、提供**

行政による出前講座や説明会など、地域と行政がそれぞれの課題を共有する機会を設けます。

SDGsとの関係性

本項目は、SDGs目標17『パートナーシップで目標を達成しよう』の中で「効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する」とあり、本項目と関わりがあります。

第4節 具体的な取り組みの目安

「1人1日あたりごみ排出量」の削減目標に向けた具体的な取り組みの主な目安を以下に示します。

(1) 可燃ごみ

- 現状の施策維持による減量 27.4 g
- 更なる取組による減量 8.8 g（食品ロス4.6 g、調理くず4.2 g）

①食品ロス

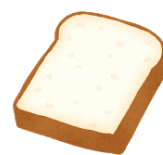
食品の購入時から食事までの間に食品ロスを出さないよう、以下に示す行動に努めていきます。

- ・ 買い物をするときは、事前に冷蔵庫内をチェックして、使う分だけ買う。
- ・ 店頭では、なるべく手前に陳列されている商品から選ぶ。
- ・ 賞味期限と消費期限を正しく理解する。
- ・ 早く傷みそうな食材から使う。
- ・ 調理の際は、残っている食材から、食べ切れる量を作る。 など

【例】

サンドイッチ用の食パン22 g（10枚切り、耳カット）の1/4枚（5.5 g）を食べ残しせず、全て食べ切る。

【減量効果】 更なる削減目標 に相当



②調理くず

食材は全て使い切るようにし、皮など捨ててしまっていた部分を活かした調理方法等を実践し、調理くずの少ない調理を実践していきます。

また、廃棄するしかないものについては、堆肥化するなど生ごみ排出ゼロに向けて取り組んでいきます。

- ・ 調理の際には過剰除去をしないようにするなどごみの出ない工夫をする。
- ・ 生ごみを捨てるときはしっかりと水切りをする。
- ・ 家庭菜園をしている人などは堆肥にする。

【例】

にんじんの皮3～4スライス（約4.2 g）を捨てずに、きんぴらなどにして食べる。

【減量効果】 更なる削減目標 に相当



③紙類

■現状施策の維持による減量 8.6 g

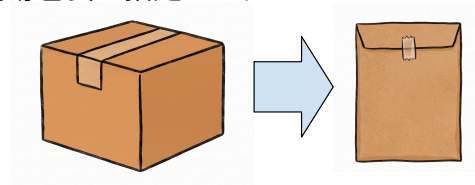
不要な紙類などの家庭に持ち込まない行動に努め、資源化可能な紙類については、集団回収や市の分別収集に協力します。

- ・ものを買うときには、過剰包装や過剰梱包にならない方法を選択。
- ・ペーパーレス、デジタル化により紙ごみが出ないようにする。

【例】

オンラインショッピングで簡易包装を指定する。

【減量効果】 およそ200 g
年に4回程度の実組で、
現状施策の維持による
減量に相当



(2) プラスチック容器包装類・ペットボトル

■更なる取組による減量 2.2 g

使い捨て製品やレジ袋の使用を自粛し、商品購入時には、繰り返し使える商品や長寿命製品を購入するように努めていきます。

- ・使い捨てのプラスチック製容器包装、袋類は不必要に使用しない。
- ・買い物際には、詰め替え商品やプラスチックの少ない商品を選び、簡易包装にする。
- ・出かける際には、マイボトル・マイバッグを持参する。
- ・ペットボトル飲料は必要な人が必要な分だけ消費。マイボトルの使用などで購入を控える。

【例】

小サイズのレジ袋（約2.5 g）を辞退し、
マイバッグを持参する。

【減量効果】 更なる削減目標に相当



(3) 埋立ごみ

■現状施策の維持による減量 4.6 g

繰り返し使える商品や長寿命製品を購入し、不要になったものはフリーマーケット等を利用し、リユースを促進していきます。

- ・物を買うときには、長く使えるものを選ぶ。使い捨てはできるだけしない。
- ・フリーマーケット、バザー、インターネットでのフリーマーケットサービスを活用して、長く使っていないものや、不要なものを必要とする人に使ってもらう。

【例】

雨傘（約350 g）を使い捨てせず長く使う。

【減量効果】

年間で1本分削減することで現状施策の維持による減量に相当



(4) 事業系可燃ごみ

■現状施策の維持による減量 19.2 g

■更なる取組による減量 16.6 g

事業系可燃ごみについては、家庭系可燃ごみでの1人1日あたりの削減量を上回る減量を目指します（事業系ごみ量としては424t/年の削減量となります）。

事業系可燃ごみに混入している資源物は資源化に努め、ごみは適正に処理できるよう適正排出を促していきます。

飲食店や食品小売事業者の食品廃棄物は、小盛り等の少量化や売り切りの促進によって削減を進めます。また、食品廃棄物の削減では、市民の協力も必要となるため飲食店で食べ残しをしないなどの取り組みを進めます。

- ・資源化可能な紙、シュレッダー古紙は分別して資源に。個人情報の書かれた文書なども資源化を検討する。
- ・プラスチック製包装類は、産業廃棄物として処分する。
- ・食品ロスや食品くずの出ない取り組みを行う。
- ・小売店では簡易包装を行い、店頭回収の実施など販売した商品の容器等の資源化に取り組む。

第5節 食品ロス削減推進計画

第1項 生ごみ（食品ロス）の現状

生活系可燃ごみ（405.4 g/人・日）のうち、生ごみは組成分析結果より36.5%、食品ロスは16.0%となっています。

食品ロスは、生ごみの約44%を占め、65 gとなります。

第2項 削減目標

削減目標

食品ロスとして4.6 g/人・日の削減を目指します。

削減目標は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（第2次基本方針：令和7年3月25日閣議決定）において、家庭系食品ロスは、令和12年度（2030年度）を待たず平成12年度（2000年度）比で半減（早期達成）としており、これに準ずるものとしします。

本市の平成12年度の食品ロス量が把握できないため、以下に示す国の食品ロス量を参考に削減量を設定します。

全国の食品ロス量は、表5-1のとおりです。2000年度の433万tから減少傾向を示し、2020年度以降はほぼ横ばいを示し、2023年度には233万tとなっています。

表5-1 食品ロス量推計値（全国値）

	2000年度 平成12年度	...	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
家庭系 食品ロス量	433	...	284	276	261	247	244	236	233

（単位：万t）

資料：循環型社会形成推進基本計画（環境省）、食品ロス量推計値（農林水産省）

2024年度（令和6年度）の食品ロス量は、2022年度・2023年度とほぼ横ばい状況から、約233万tと仮定します。

従って食品ロス量2000年度433万tに対する半減216.5万tに向け、約233万tからの削減率とし、下式により7.1%削減を家庭系食品ロスの削減目標とします。

$$(216.5\text{万t} - 233\text{万t}) / 233\text{万t} = \blacktriangle 7.1\%$$

本市の家庭系食品ロス量は64.9 g/人・日であり、4.6 g/人・日（＝64.9 g/人・日×7.1%）の削減を目指すこととします。

第3項 具体的な取り組み

食品ロスの具体的な行動を、表5-2に示します。

表5-2 食品ロスの具体的な取り組み例

市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】 ・ 3 キリ（使い切り、食べ切り、水切り） ・ 生ごみの堆肥化	
【飲食店で外食する際の取り組み】 食べ切り ⇔ 小盛メニュー 持ち帰り ⇔ ドギーバッグ ・ 3010 運動（宴会等で最初の 30 分と最後の 10 分は食事の時間とする） 【食べ残しゼロ推進店舗】 利用 ⇔ 登録	
【小売店で買物をする際の取り組み】 食材の使い切り ⇔ 少量販売（ばら売り） 商品の手前取り ⇔ 売り切り、販売期限が近い商品の販促 消費・賞味期限の理解 ⇔ 表示見直し	
【保管や調理の工夫】 ・ 家での食材チェック ・ 食品ロス日記等の調査 ・ 冷蔵庫整理の促進 ・ 食材保存方法の工夫	【食品関連事業者】 ・ フードシェアリング※ ¹ 活用の検討 ・ フードバンク※ ² 活用の検討



行 政
・ 啓発（飲食店、小売店、地域、学校等） ・ 情報発信（メルिट等） ・ 事業者との連携強化（飲食店、スーパー等） ・ 学校給食を通した食育や食品ロス削減に向けた啓発・取組 ・ 実態把握（袋調査による組成調査） ・ 推進体制の整備（連絡会議等の設置、情報共有）

※1：そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング

※2：食品生産者や卸売業、小売業者などがこれまでの廃棄処分していた食品*を社会福祉施設や支援が必要な人達の食事に活用する事業

*品質は問題ないが、パッケージの損傷、賞味期限切れが迫る等の理由により廃棄処分される食品

第4項 課題等

- ・家庭系食品ロスの実態を把握するため、家庭系食品ロスの調査や、袋サンプリングによる組成調査を継続的に実施する必要があります。
- ・市街地や郊外など地域特性に応じた広報啓発を行う必要があります。
- ・事業系食品廃棄物（食品ロス）を把握するため、多量排出事業者の調査、食品廃棄物の排出状況の調査を実施する必要があります。

第5項 推進体制

食品ロス削減推進に向け、京都府等関係機関との連携を図るとともに、市内部での情報共有を図り、具体的な取り組みを推進します。

第6項 進捗管理

食品ロスの実態把握を通じて成果を検証し、PDCAサイクルの徹底を図りつつ、効果的に食品ロスの削減を推進します。



第7項 本計画の位置付け

本節は、「第2次食品ロス削減推進基本方針」（令和7年3月25日閣議決定）に基づき策定した食品ロス削減推進計画とします。

第6章 ごみ処理計画

第1節 分別区分

当面の家庭系ごみの分別区分は表6-1のとおりであり、基本的に現状どおりとします。

また、プラスチック資源循環促進法（令和4年4月施行）では、市町村に対してプラスチック製品の一体的な回収や再商品化への努力義務が課されており、本市でもプラスチック製品の資源化を検討していく必要があります。

表6-1 将来の分別区分（基本的に現状どおり）

分別区分		品 目
可燃ごみ		生ごみ、紙ごみ、ぬいぐるみ、クッション、かばん・靴・サンダル、プラスチック素材のひも、食用油、おむつ等 在宅医療で発生するごみ（点滴・透析バッグ、チューブ類）
不燃ごみ	金属類	なべ・やかん・フライパン、刃物・針、携帯用コンロ・トースター、缶詰・容器のふた等
	飲料用空缶類	ジュース・ビールなどの空缶
	食 用 び ん 類	白色(透明)
		茶色
		その他のびん
	ペットボトル	ジュースやお茶・液体調味料（しょうゆなど）が入っていたペットボトル（PETマークのあるもの） 
	プラスチック容器包装類	【容器】トレー、卵のパック、発泡スチロール、容器のふた類、シャンプーや洗剤・サラダ油の容器、インスタント食器などの容器等 【包装・袋】ペットボトルなどのラベル、お菓子や総菜・衣類などの包装や袋、プリンや飲み物などのカップ製品のふた等（「プラ」マークのあるもの） 
埋立ごみ		バケツ・ポリ容器、タッパー型保存容器、長靴・安全靴、白熱電球・LED電球、おもちゃ類、傘、陶器・ガラス類、小型家電製品等
有害ごみ		充電電池・乾電池・ボタン電池・携帯電話の電池、蛍光灯、水銀体温計、ライター、充電式小型家電、スプレー缶等
粗大ごみ		縦・横・高さのうちいずれか1辺の長さが50cm以上のもの （指定ごみ袋に入らない大きさのもの）
紙類（分別収集）		【紙類】新聞紙、段ボール、その他の紙 ----- 【その他の紙】雑誌・カタログ、包装紙、封筒、食品の紙箱、シュレッター紙、紙製の卵ケース、飲料用紙パック
拠点回収		【古紙】新聞紙、段ボール、雑誌類
		【使用済小型家電】ゲーム機、スマートフォン・携帯電話、デジタルカメラ等
		【衣類】衣類（使用可能な状態のもの）
集団回収		古紙類、繊維類、アルミ類、廃食用油

注）集団回収による収集は行政回収の対象ではなく、本市の分別区分には該当しませんが、ごみの総排出量には集団回収における収集量を加えることから、参考までに記載します。

第2節 収集・運搬計画

第1項 収集運搬

(1) 収集運搬に関する目標

収集形態の多様化等に対応した収集体制の確保や、収集運搬による環境影響の低減、収集運搬の効率化など、適正な収集運搬の実施に向け、収集を委託する民間業者との調整を図っていきます。

(2) 収集区域

収集区域は、本市全域とします。

(3) 収集運搬体制

家庭系ごみの収集運搬体制は、表6-2のとおりです。収集はステーション回収（地域の集積所）での収集を原則とします〔可燃ごみ：約2,500か所、不燃ごみ：約500か所〕。

将来、人口減少やそれに伴うごみの減量が見込まれ、収集ごみ量も減少が予測されます。このため、効率的に事業が推進できるよう適宜必要な見直しを図りつつ現在の収集・運搬体制を維持することとします。

事業系ごみも、基本的に現状体制を維持し、事業者自ら直接搬入するか、許可業者への委託収集とします。

表6-2 家庭系ごみの収集運搬体制（基本的に現状どおり）

分別区分			収集回数	収集形態	収集方式	排出方式	処理手数料
可燃ごみ			週 2 回	許可	ステーション	指定袋	有料
不燃ごみ	金属類		月 1 回	委託		コンテナ	無料
	飲料用空缶類						
	食 用 び ん 類	白色(透明)					
		茶色					
		その他のびん					
	ペットボトル		月 2 回*			指定袋	有料
	プラスチック容器包装類						
	埋立ごみ		月 1 回			指定袋	有料
	有害ごみ					コンテナ	無料
粗大ごみ			月 2 回 (申込制)		許可	戸別収集	—
古紙（分別収集）			月 1 回	再生事業者 直接引取り	ステーション (細かい紙片は 紙袋に入れる)	無料	
拠点（ボックス）回収			随時	直接	拠点 ボックス		

注）＊自治会の実情に応じて月1回でも実施可能

(4) 収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬量は、表6-3のとおりです。収集量は減少する見込みです。

表6-3 家庭系ごみの収集運搬量の見込み

項目 \ 年度等		(単位:t/年)		
		実績		目標年度
		R6	R9	R12
可燃ごみ		9,455	8,496	7,502
不燃ごみ	金属類	94	85	77
	空缶類	51	47	42
	びん類	255	234	214
	ペットボトル	105	88	77
	プラスチック容器包装類	508	608	744
	埋立ごみ	385	338	298
	有害ごみ	57	50	50
粗大ごみ		42	39	37

(5) 収集運搬車両

低公害の廃棄物運搬車両の導入を推奨し、収集運搬における環境負荷の低減に取り組みます。

(6) その他

○高齢者等ごみ出し支援戸別収集の実施

自らごみ出しができない高齢者等で、ホームヘルプサービスを利用しているなどの一定の要件を満たした人を対象に、民間事業者を活用し、一部自己負担による「高齢者等ごみ出し支援戸別収集」を実施します。実施にあたっては、家族力・地域力の低下を招かないよう留意します。

表 6-4 排出困難者向け戸別収集の概要

分別区分 \ 項目	収集回数
可燃ごみ	週1回
不燃ごみ(7種9分別)	月1回
古紙(分別収集)	月1回

第2項 拠点回収

拠点回収は、排出秩序の維持と設置場所の周辺環境に配慮して実施します。

表6-5 拠点回収

拠点回収	【古紙】新聞紙、段ボール、雑誌類
	【使用済小型家電】スマートフォン・携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、USBメモリ・メモリーカード・ハードディスク及び付属品等
	【衣類】衣類（使用可能な状態のもの）

第3項 直接搬入

清掃事務所とリサイクルプラザへごみを持ち込む「直接搬入」の受け入れを行っています。受け入れるごみは、適切に分別され各施設で処理可能なごみとします。また、令和3年7月からは搬入受付手数料の徴収を行っています。

ただし、地域の集積所を利用できない場合で、一定の要件を満たす場合は搬入受付手数料の免除を行います。

なお、清掃事務所、リサイクルプラザへの直接搬入については、公平な受益者負担の観点から従量制により料金徴収を行うことが望ましいことから、搬入受付手数料の導入後の搬入台数の推移等の状況を踏まえて、順次、従量制による料金徴収の仕組みへの移行を検討します。

第3節 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺の生活環境や事業活動に支障が生じることがないように、適切な維持管理を図っていきます。

(2) 中間処理方法

中間処理方法は、基本的に現状どおりとします。

清掃事務所では、令和5年秋から焼却灰（飛灰）のリサイクルを行い、最終処分量の削減を図っています。

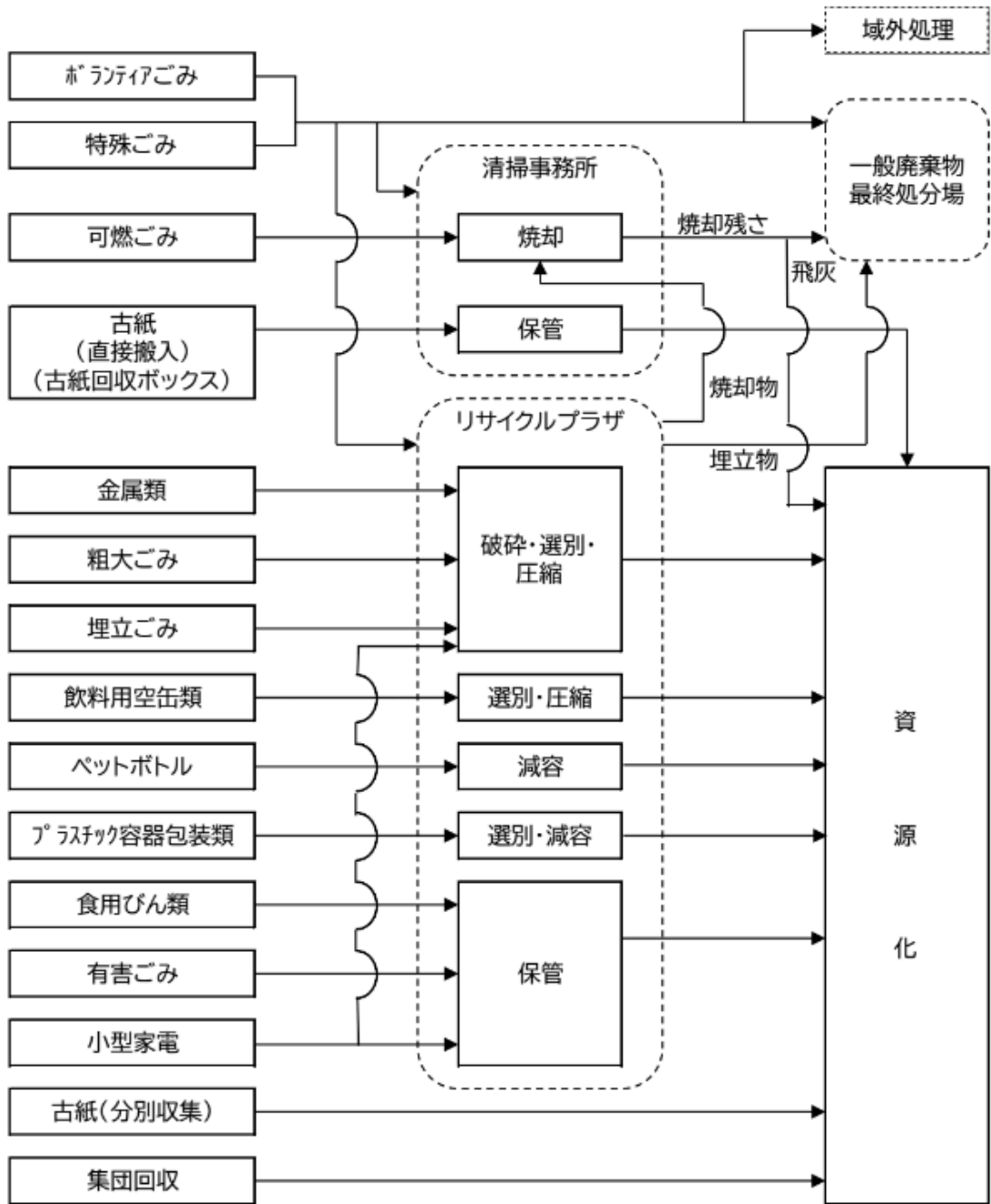


図6-1 ごみ処理フロー（基本的に現状どおり）

(3) 中間処理量

将来の中間処理量は、表6-6のとおりです。各施設の処理量は、ごみ排出量の減少に伴い減少する見込みです。

表6-6 中間処理量の見込み

項目				(単位:t/年)		
				実績		目標年度
				R6	R9	R12
中間 処理 量 古紙・ 集 団 回 収 除 く	破碎・ 選別処理	処理対象物		1,546	1,417	1,293
		処理内訳	有価物	340	311	284
			焼却物	436	399	364
			不燃物	219	200	183
			可燃不適物	382	350	319
			小型家電	170	156	142
	選別・ 圧縮処理	処理対象物		63	58	52
		処理内訳	アル缶	48	44	40
			スチール缶	15	14	12
	選別・ 減容処理	処理対象物		652	737	865
		処理内訳	資源物	652	737	865
			減容後プラ	0	0	0
	貯留保管	処理対象物		535	483	442
		処理内訳	食用びん類	302	278	253
			有害ごみ	29	28	28
	焼却処理	処理対象物		17,480	15,695	13,842
		処理内訳	焼却灰	2,053	1,843	1,625
			(うち飛灰リサイクル)	463	424	374

注) 端数処理の関係により、収支が一致しない場合があります。

第4節 最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標

中間処理施設等で適正な処理を行った後、最終的に残ったもの（残渣）を無害化・安定化を図り、減量化・減容化に努めていきます。

令和3年度に新規最終処分場を供用開始しており、利用期間の延命化を図りながら環境負荷を軽減し、最終処分体制の保持に努めていきます。

(2) 最終処分量

将来の最終処分量は、表6-7のとおりです。最終処分量は、ごみ排出量の減少に伴い減少する見込みです。

表6-7 最終処分量の見込み

(単位：t/年)

項目 \ 年度等		実績	目標年度	
		R 6	R 9	R 12
最終 処 分 量	焼却灰	1,590	1,419	1,251
	直接埋立	204	177	161
	可燃不適物	382	350	319
	不燃物	219	200	183
	ボランティアごみ	15	15	15
	特殊ごみ	255	255	255
	計	2,665	2,416	2,185

注) 端数処理の関係により、収支が一致しない場合があります。

第5節 施設整備計画

第1項 焼却施設

清掃事務所長寿命化計画に基づいた整備工事を、令和元年度から令和5年度の5年間をかけて実施しました。

この工事により、既存施設の延命化を図ることができましたが、これらの施設の供用年数はおおよそ15年程度を目標としており、将来にわたり安定したごみ処理体制を維持するためには、新たな施設整備の検討が必要となります。

(1) 施設整備計画

一般に、廃棄物処理施設の整備には10年程度を要するとされています。これに加え、用地選定等の適地調査、地元協議等に4年程度の期間を要します。

このため、施設の更新が令和20年度に必要なものと想定すると、令和8年度に次期施設の整備に向けた基本構想策定業務に着手する必要があります。

焼却施設の施設整備スケジュールのイメージは表6-8のとおりです。

しかし、高額化する建設費用等や減少する人口に対する費用対効果を考慮すると、市単独での計画は困難であることから、まず、広域化や委託を含めた整備方針について、検討が必要となります。

表6-8 焼却施設の施設整備スケジュールのイメージ

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
現有施設	(長寿命化) (1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	
次期施設	基本構想															
					用地選定											
							発注方法の検討									
							環境影響調査(条例アセス)									
								発注支援(基本設計)								
											実施設計					
												工事				
																稼働

第2項 リサイクルプラザ

舞鶴市リサイクルプラザ施設長寿命化計画に基づき、リサイクルプラザを構成する重要な設備や機器である基幹的設備の改良工事を令和8年度から計画しており、令和12年度にかけて大規模設備工事を実施することで、施設の延命化を図ります。長寿命化工事は、既存設備を活用することにより、新設に比べ工事費が縮減し、工期短縮することができます。

工事完了後は施設耐用年数の15年延長を目標としており、将来的なごみ処理体制を維持するためには、新たな施設整備の検討が必要となります。

表6-9 リサイクルプラザの長寿命化工事

処理能力	33.59 t/日×20日/月
長寿命化後の供用期間	令和13年度～（15年間）
工事費用	約20億円

(1) 施設整備計画

一般に廃棄物処理施設の整備には10年程度を要するとされています。これに加え、用地選定等の適地調査、地元協議等に4年程度の期間を要します。

このため、施設の更新が令和28年度に必要なものと想定すると、令和16年度に次期施設の整備に向けた基本構想策定業務に着手する必要があります。

リサイクルプラザの施設整備スケジュールのイメージは表6-10のとおりです。

表6-10 リサイクルプラザの施設整備スケジュールのイメージ

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28
現有施設	長寿命化計画																						
			大規模設備工事																				
								(長寿命化)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
次期施設									用地選定														
													基本計画										
														環境影響調査（条例アセス）									
																発注支援(基本設計)							
																		実施設計					
																			工事				
																							稼働

第3項 最終処分場

(1) 現在の施設状況等

現在の処分場の概要は、表6－11のとおりです。将来にわたり安定したごみ処理体制を維持していくためには、次期施設の新設や委託を含めた整備方針について、検討を進める必要があります。

表6－11 新処分場の整備工事

埋立容量	123,000m ³ （内土堰堤23,000m ³ ）
供用期間	令和3年度～（15年間）
工事費用	約17億円

(2) 施設整備計画

最終処分量の減少に伴い現施設の供用期間の延伸が見込まれることから、次期施設の整備に係る具体的な取組については、今後の残余容量の推移を見極めた上で適切に対応していく方針とします。

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

第1項 その他ごみの処理方針

(1) ボランティア清掃ごみ（特殊ごみ）

ボランティア清掃で発生した、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「缶・びん・ペットボトル」（一部「粗大ごみ」等も発生）について、「可燃ごみ」は清掃事務所で焼却、「缶・びん・ペットボトル」は資源化（資源化に適さないものは、再度「不燃ごみ」として分別）、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」については、一般廃棄物最終処分場で埋立処分、または、市外民間事業者で処理を行います。

(2) 市内事業所排出の動植物性残さ（魚あら）

市内のスーパーの一部から発生する動植物性の残さについては、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者として国の認可を受けた市外民間事業者が再生利用を行っています。

その収集・運搬については「舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」に基づき一般廃棄物再生利用業（再生輸送）の指定を受けた同事業者が行っています。

(3) 動物死体

本市で発生する動物の死体は、市で一定期間保管後、一般廃棄物処理業の許可を受けた市外民間事業者処理に処理を委託します。

(4) 有害鳥獣

有害鳥獣として駆除された動物は、福知山市の一般廃棄物処理施設である中丹地域有害鳥獣処理施設（福知山市）に処理を委託します。

(5) 家電リサイクル対象品

家電リサイクル対象品のうち、法律上、小売業者や製造事業者に取り引き義務がない「義務外品」については、排出者が市内の「家電引取協力店」に取り引きを依頼します。

第2項 適正処理困難物・特別管理一般廃棄物の処理方針

(1) 適正処理困難物

適正処理困難物を表6-12に示します。

下記品目については、市で処理ができないことから収集・運搬・受入は行わないものとします。

表6-12 適正処理困難物の処理

品 目		処理方針
国の指定品	廃ゴムタイヤ (自動車用のものに限る)	市で収集及び処理が困難であることから、排出者が販売店等で引き取ってもらうなどの方法で処理するよう指導を行います。
	廃テレビ受像機 (25型以上の大きさのものに限る)	家電リサイクル法対象品として、排出者が市内の「家電引取協力店」等に引き取りを依頼して処理を行います。
	廃電気冷蔵庫 (250リットル以上の内容物を有するものに限る)	
	廃スプリングマットレス	リサイクルプラザにおいて適正に処理します。
国指定品以外	流し台、便器、浴槽、洗面台、建具類、建材、給湯機、バッテリー、ガスボンベ、ドラム缶、耐火金庫、ピアノ、ボート、1畳を超えるサイズの物置、火薬類、石油・オイル・ペンキ、消火器、バイク、電動カート類、在宅医療に伴うごみで注射針等の鋭利なもの、感染のおそれのあるもの (注射筒・注入器・注射針) など	市で引き取らず、購入先の店舗や医療機関に引き取ってもらうか、専門の処理業者に処理を依頼するよう排出者に指導を行います。

(2) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物の処理方針を表6-13に示します。

表6-13 特別管理一般廃棄物の処理方針

品 目	処理方針
P C Bを使用した部品	廃電子レンジ等に含まれるP C Bを使用した部品は、専門業者に処理を依頼するよう排出者に指導します。
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀は、指定業者にて適正処理しています。
ばいじん	清掃事務所で発生する捕集ばいじん (飛灰) は、無害化処理した後、埋立処理します。また、令和5年秋からは市外施設にて再生処理を行っています。
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体を含む、又は付着しているおそれのあるものは、特別管理一般廃棄物として処理するよう排出者に指導します。

第3項 災害廃棄物対策

将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物を適切かつ円滑に処理することを目的に、平成22年6月に「舞鶴市災害廃棄物処理計画」を策定し、令和3年6月に改定しています。

本市が風水害及び震災を被った場合は、「舞鶴市災害廃棄物処理計画」及び上位計画である「舞鶴市地域防災計画」（舞鶴市防災会議）に基づき、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら、被災地域から発生する災害廃棄物を適正かつ円滑に処理を行います。

第4項 海岸漂着物対策

近年、国内外からの大量の海岸漂着物等によって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響等が引き起こされており、こうした状況に対応するため「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（略称：海岸漂着物処理推進法）が平成21年7月に制定されました。この法律に基づき、府は平成23年12月に「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」を策定しました。

本市では、既存の環境美化活動への支援や活性化を通じて、ごみの海洋流出に対応するとともに、海洋関連機関・団体等と連携し、発生抑制に向けた協議を行い、環境美化活動の拡充や海洋プラスチック流出防止対策など新たな取り組みについて検討していきます。特に海洋プラスチックの回収・処理については、本市のごみ処理体制への影響が大きく、また、多額の費用を要することから、国等の施策を積極的に活用していきます。

■用語集

用 語	解 説
あ行	
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念であり、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることを意味します。
S D G s（エスディー ジーズ）	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2030年を期限とする17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）と240以上のインディケーター（指標）の3層構造で構成されています。
か行	
海洋プラスチック	海洋を漂うプラスチックごみの総称です。回収されずに河川などを通じて海に流れ込むことにより発生しています。長期にわたり海に残存するため、地球規模での環境汚染が懸念されています。
環境基本法	平成5（1993）年に公布された環境に関する全ての法律の最上位に位置する法律で、環境保全に向けた基本的な方向を示しています。
環境基本計画	環境基本法第15条に基づき、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める計画です。令和6（2024）年5月に第六次計画が閣議決定されました。
建築工事に係る資材の再 資源化等に関する法律 （建設リサイクル法）	特定の建設資材についての分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として制定された法律のことです。
さ行	
資源の有効な利用の促進 に関する法律（資源有効 利用促進法）	平成12（2000）年6月に公布された法律です。循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的としています。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源になった場合は適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことです。
循環型社会形成推進基本 法	平成12（2000）年6月に公布された法律です。循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定されたほか、循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促しています。また、処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）が初めて法定化されました。
循環型社会形成推進基本 計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。令和6（2024）年8月に第五次計画が閣議決定されました。
使用済小型電子機器の再 資源化の促進に関する法 律（小型家電リサイクル 法）	平成24（2012）年8月に公布された法律です。使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的としています。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	平成14（2002）年7月に公布された法律です。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施することを目的としています。
食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）	令和元年（2019）5月に公布された法律です。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	平成12（2000）年6月に公布された法律です。事業者は食品廃棄物の発生抑制等に努め、食品関連事業者による発生抑制・減量等を行うとともに、飼料や肥料等の原料として再生利用することを目的としています。
3 R（スリーアール）	リデュース（Reduce：発生抑制、減量）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の頭文字をとったものです。
た行	
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	平成10（1998）年6月に公布された法律です。エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。
は行	
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理法基本方針）	廃棄物処理法第5条の2の規定に基づき定められた方針です。廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物減量等の適正処理施策を総合的・計画的に推進するための指針を提示しています。
廃棄物処理施設整備計画	廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに策定される計画です。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	昭和45（1970）年12月に公布された法律です。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。
プラスチック資源循環促進法	令和3（2021）年6月に公布された法律です。プラスチック製品の製造における仕様についての指針（環境配慮設計指針）から、12品目にわたるワンウェイプラスチック＝特定プラスチック使用製品の削減、自治体による分別回収、製造・販売事業者による自主回収、排出事業者の排出抑制・リサイクル促進といった、製造→販売→排出→回収→リサイクルまでライフサイクル全体における資源循環を促す内容となっています。
や行	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	平成7（1995）年6月に公布された法律です。家庭から排出されるごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【中間見直し】

発行 令和 年 月
舞鶴市

編集 舞鶴市 市民環境部 生活環境課
〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地
TEL：0773-66-1005 FAX：0773-62-9891
E-mail：kankyou@city.maizuru.lg.jp
<http://www.city.maizuru.kyoto.jp/>